

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準
新旧対照表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>1節 直接工事費</p> <p>1 総 則 ----- 2-1-1</p> <p>2 一般事項 ----- 2-1-1</p> <p>3 共通事項 ----- 2-1-11</p> <p>附属資料-1 作業能力等 ----- 2-1-(1)</p> <p>附属資料-2 標準工期算定日数表について ----- 2-1-(13)</p> <p>附属資料-3 排出ガス対策型建設機械の使用について ----- 2-1-(17)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>1節 直接工事費</p> <p>1 総 則 ----- 2-1-1</p> <p>2 一般事項 ----- 2-1-1</p> <p>3 共通事項 ----- 2-1-11</p> <p>附属資料-1 作業能力等 ----- 2-1-(1)</p> <p>附属資料-2 標準工期算定日数表について ----- 2-1-(13)</p> <p>附属資料-3 排出ガス対策型建設機械の使用について ----- 2-1-(17)</p> <p><u>補足資料-1 直接工事費 ----- 2-1-(21)</u></p>	項目の追加
	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛</p> <p>7節 仮設工</p> <p>1 総 則 ----- 3-7-1</p> <p>2 仮設鋼矢板工 ----- 3-7-2</p> <p>参考資料-1 敷鉄板 ----- 3-7-6</p>	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛</p> <p>7節 仮設工</p> <p>1 総 則 ----- 3-7-1</p> <p>2 仮設鋼矢板工 ----- 3-7-2</p> <p><u>3 安全対策 ----- 3-7-6</u></p> <p><u>附属資料-1 交通誘導警備員の配置について ----- 3-7-7</u></p> <p>参考資料-1 敷鉄板 ----- 3-7-8</p>	項目の追加及び附属資料の移動
	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>5節 安全費</p> <p>1 総 則 ----- 5-5-1</p> <p>2 標 識 ----- 5-5-1</p> <p>3 安全対策 ----- 5-5-3</p> <p>附属資料-1 交通誘導員について ----- 5-5-4</p> <p>参考資料-1 ホスピタルロックについて ----- 5-5-5</p>	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>5節 安全費</p> <p>1 総 則 ----- 5-5-1</p> <p>2 標 識 ----- 5-5-1</p> <p>3 安全対策 ----- 5-5-3</p> <p><u>参考資料-1 ホスピタルロックについて ----- 5-5-5</u></p>	附属資料の移動

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
目次	<p>1節 直接工事費</p> <p>付属資料-1 作業能力等 1 起重機船、クレーン等の規格と性能 ----- 2-1-(1) 2 作業船と引船の標準組合せ ----- 2-1-(12) 付属資料-2 標準工期算定日数表 ----- 2-1-(13) 付属資料-3 排出ガス対策型建設機械 ----- 2-1-(17)</p>	<p>1節 直接工事費</p> <p>付属資料-1 作業能力等 1 起重機船、クレーン等の規格と性能 ----- 2-1-(1) 2 作業船と引船の標準組合せ ----- 2-1-(12) 付属資料-2 標準工期算定日数表 ----- 2-1-(13) 付属資料-3 排出ガス対策型建設機械 ----- 2-1-(17) <u>補足資料-1 直接工事費</u> <u>1 標準作業能力 ----- 2-1-(21)</u></p>	項目の追加
2-1-1	<p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費</p> <p>1 総 則 2-1-2 労務単価の補正</p> <p>1-2) 時間外等による割増の計算方法 注 ア) 労務費の補正は、超過時間分を含めて全体の労働に対する 割増対象調整比(w)を計算し、基準日額を乗じて算出する。</p>	<p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費</p> <p>1 総 則 2-1-2 労務単価の補正</p> <p>1-2) 時間外等による割増の計算方法 注 ア) 労務費の補正は、超過時間分を含めて全体の労働に対する <u>労務費調整係数(w)</u>を計算し、基準日額を乗じて算出する。</p>	語句の修正
2-1-7	<p>2-1-2 労務単価の補正フローについて</p> <p>W：割増対象調整比 (注) については、機械損料の補正が必要となる場合がある (2-1-2 1) (4)機械損料の補正)</p>	<p>2-1-2 労務単価の補正フローについて</p> <p>W：<u>労務費調整係数</u> (注) については、機械損料の補正が必要となる場合がある (2-1-2 1) (4)機械損料の補正)</p>	語句の修正

掲載頁	旧	新	摘要																								
2-1-(20)		<p>補 足 資 料</p>	項目の追加																								
2-1-(21)		<p>補足資料-1 直接工事費 1 標準作業能力</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1章第1節 魚礁工 2 魚礁製作工-単体魚礁製作</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>1. 製作日数算定式 $C_m = (C_m' - K) \times M + K$ (小数2位四捨五入)</p> <p>C_m : 1サイクル当り製作日数(日) C_m' : 1サイクル当り基本日数(日) M : 陸上施工の場合 : 1.65 海上施工の場合 : α (供用係数) K : 養生日数(3日)</p> <p>1サイクル当り基本日数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ブロック種類</th> <th>型枠組立</th> <th>コンクリート打設</th> <th>養生</th> <th>型枠組外</th> <th>合計(C_m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体魚礁</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>0.5</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 現場条件により上記によりがたい場合は、別途決定する。</p> </div> </div> <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第2章第2節 増殖場工 2 着定基質製作工</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>1. 製作日数算定式 $C_m = (C_m' - K) \times M + K$ (小数2位四捨五入)</p> <p>C_m : 1サイクル当り製作日数(日) C_m' : 1サイクル当り基本日数(日) M : 陸上施工の場合 : 1.65 海上施工の場合 : α (供用係数) K : 養生日数(3日)</p> <p>1サイクル当り基本日数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ブロック種類</th> <th>型枠組立</th> <th>コンクリート打設</th> <th>養生</th> <th>型枠組外</th> <th>合計(C_m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着定基質</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>0.5</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 現場条件により上記によりがたい場合は、別途決定する。</p> </div> </div>	ブロック種類	型枠組立	コンクリート打設	養生	型枠組外	合計(C _m)	単体魚礁	0.5	1.0	3.0	0.5	5.0	ブロック種類	型枠組立	コンクリート打設	養生	型枠組外	合計(C _m)	着定基質	0.5	1.0	3.0	0.5	5.0	項目の追加
ブロック種類	型枠組立	コンクリート打設	養生	型枠組外	合計(C _m)																						
単体魚礁	0.5	1.0	3.0	0.5	5.0																						
ブロック種類	型枠組立	コンクリート打設	養生	型枠組外	合計(C _m)																						
着定基質	0.5	1.0	3.0	0.5	5.0																						

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
2-2-4	<p>第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2 共通仮設費 2-4 準備費 2-4-1 準備費の内容 直接工事費に含まれない準備および後片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。 1) 準備および後片付けに要する費用 (1) 着手時の準備費用 (2) 施工中の準備、跡片付け費用 (3) 完成時の後片付け費用 2) 測量、丁張等に要する費用 (1) 工事着手前の基準測量等（法線測量、仮BMの設置等）の費用 (2) 縦横断面図、深浅図の照査等の費用 (3) 用地幅杭の仮移設等の費用 (4) 丁張の設置等の費用 3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、着工時の除雪費等の工事施工上必要な準備等に要する費用 5) 準備作業に伴い発生する交通誘導員の費用については、安全費に積上げ計上する</p>	<p>第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2 共通仮設費 2-4 準備費 2-4-1 準備費の内容 直接工事費に含まれない準備および後片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。 1) 準備および後片付けに要する費用 (1) 着手時の準備費用 (2) 施工中の準備、跡片付け費用 (3) 完成時の後片付け費用 2) 測量、丁張等に要する費用 (1) 工事着手前の基準測量等（法線測量、仮BMの設置等）の費用 (2) 縦横断面図、深浅図の照査等の費用 (3) 用地幅杭の仮移設等の費用 (4) 丁張の設置等の費用 3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、着工時の除雪費等の工事施工上必要な準備等に要する費用 5) 準備作業に伴い発生する交通誘導員の費用については、<u>直接工事費</u>に積上げ計上する</p>	<p>交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する</p>
2-2-5	<p>2-6 安全費 2-6-1 安全費の内容 1) 交通管理等に要する費用 2) 安全施設等に要する費用 3) 安全管理等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用 2-6-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (2) 不稼働日の保安要員等の費用 (3) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料 (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く） (5) 救命艇に要する費用 (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (7) 粉塵作業の予防に要する費用 (8) 安全用品等の費用 (9) 安全委員会等に要する費用 2) 積上げ積算 「第5章 間接工事費の施工歩掛 5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。 (1) 交通誘導警備員および機械の誘導員等の交通管理に要する費用 (2) 工事水域の見廻り等の安全監視船に要する費用 (3) 高圧作業の予防に要する費用 (4) 海上工事における灯浮標・標識灯の設置・撤去・維持管理に要する費用及び使用期間中の損料（ただし、設置・撤去・維持管理等の工事のみを別途単独で発注する場合は、直接工事費とする。） (5) 水雷等の存在する危険区域における地中および海中の危険物等の撤去に要する費用 (6) その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p>	<p>2-6 安全費 2-6-1 安全費の内容 1) 交通管理等に要する費用 2) 安全施設等に要する費用 3) 安全管理等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用 2-6-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (2) 不稼働日の保安要員等の費用 (3) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料 (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く） (5) 救命艇に要する費用 (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (7) 粉塵作業の予防に要する費用 (8) 安全用品等の費用 (9) 安全委員会等に要する費用 2) 積上げ積算 「第5章 間接工事費の施工歩掛 5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。 (1) <u>関係施設等に近接した工事現場の出入り口等に配置する交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用</u> (2) 工事水域の見廻り等の安全監視船に要する費用 (3) 高圧作業の予防に要する費用 (4) 海上工事における灯浮標・標識灯の設置・撤去・維持管理に要する費用及び使用期間中の損料（ただし、設置・撤去・維持管理等の工事のみを別途単独で発注する場合は、直接工事費とする。） (5) 水雷等の存在する危険区域における地中および海中の危険物等の撤去に要する費用 (6) その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p>	<p>土木基準との横並びを図るため追記</p> <p>交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する</p>
2-2-6	<p>2-8 技術管理費 2-8-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (4) 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (6) コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (7) コンクリートの単位水量測定、ひびわれ調査及び、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (9) 施工管理で使用するOA機器の費用 (10) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用 (11) 品質証明に係る費用（品質証明費） (12) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 (13) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p>	<p>2-8 技術管理費 2-8-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (4) 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (6) コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (7) コンクリートの単位水量測定、ひびわれ調査及び、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (9) 施工管理で使用するOA機器の費用 (10) <u>溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</u> (11) 品質証明に係る費用（品質証明費） (12) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 (13) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p>	<p>土木基準との横並びを図るため追記</p>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																								
2-2-9	<p>2-11-4 現場環境改善の特記仕様書例</p> <p>特記仕様書（A）案～（現場環境改善の実施内容を請負人に選択させる場合）</p> <p>現場環境改善について</p> <p>1. 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。</p> <p>2. 現場環境改善の内容については、以下に準じて5項目を基本とし実施すること。</p> <table border="1" data-bbox="359 594 1433 919"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>率計算項目の内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設関係</td> <td>垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催</td> </tr> <tr> <td>役務関係</td> <td>率計算項目なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。</p> <p>4. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真等を提出するものとする。</p>	項目	率計算項目の内訳	仮設関係	垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備	安全関係	器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費	営繕関係	設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催	役務関係	率計算項目なし	<p>2-11-4 現場環境改善の特記仕様書例</p> <p>特記仕様書（A）案～（現場環境改善の実施内容を受注者に選択させる場合）</p> <p>現場環境改善について</p> <p>1. 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。</p> <p>2. 現場環境改善の内容については、以下に準じて5項目を基本とし実施すること。</p> <table border="1" data-bbox="1567 594 2629 1060"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>率計算項目の内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設関係</td> <td>垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費、<u>熱中症予防、防寒対策</u></td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催</td> </tr> <tr> <td>役務関係</td> <td>率計算項目なし</td> </tr> <tr> <td><u>防災・危機管理関係</u></td> <td><u>防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい航・運搬費、資機材の費用</u></td> </tr> <tr> <td><u>担い手育成関係</u></td> <td><u>現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。</p> <p>4. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真等を提出するものとする。</p>	項目	率計算項目の内訳	仮設関係	垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備	安全関係	器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費、 <u>熱中症予防、防寒対策</u>	営繕関係	設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催	役務関係	率計算項目なし	<u>防災・危機管理関係</u>	<u>防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい航・運搬費、資機材の費用</u>	<u>担い手育成関係</u>	<u>現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成</u>	<p>語句の修正</p> <p>項目の追加</p>
項目	率計算項目の内訳																										
仮設関係	垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備																										
安全関係	器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費																										
営繕関係	設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催																										
役務関係	率計算項目なし																										
項目	率計算項目の内訳																										
仮設関係	垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備																										
安全関係	器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費、 <u>熱中症予防、防寒対策</u>																										
営繕関係	設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催																										
役務関係	率計算項目なし																										
<u>防災・危機管理関係</u>	<u>防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい航・運搬費、資機材の費用</u>																										
<u>担い手育成関係</u>	<u>現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成</u>																										

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
第2章5節 目次	5節 その他 1 工事の中止に伴う増加費用等の積算 ----- 2-5-1 1-1 工事の中止に伴う増加費用等の積算について ----- 2-5-1	5節 その他 1 <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</u> ----- 2-5-1 1-1 <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について</u> ----- 2-5-1	項目の修正
2-5-1	<p>第2章 工事費の積算 5節 その他</p> <p>1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い 1-1 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について 土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（平成4年3月30日付け4-271号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8.増し分費用の費目と内容」及び「10.増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。 ただし、これにより難しい場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い」（平成28年3月14日付け国官技第346号）によるものとする。</p> <p>1) 増加費用等の適用及び範囲 (1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用するものとする。 なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。 (2) 増加費用等の範囲 増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ. 工事現場の維持に要する費用 ロ. 工事体制の縮小に要する費用 ハ. 工事の再開・準備に要する費用 ・本支店における増加費用 <p>2) 増加費用等の算定 (1) 増加費用等の構成 増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 中止期間中の現場維持等の費用 一般管理費等* 消費税相当額 <p>※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> </div>	<p>第2章 工事費の積算 5節 その他</p> <p>1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算 1-1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について <u>受注者の責めに帰すことのできないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</u></p> <p>1-1-1 増加費用等の適用および範囲 1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、<u>工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</u> なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。 2) 増加費用等の範囲 増加費用等として積算する範囲は、<u>工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</u> (1) <u>工事現場の維持に要する費用</u> 工事現場の維持に要する費用とは、<u>工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて船舶及び機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</u> (2) <u>工事体制の縮小に要する費用</u> 工事体制の縮小に要する費用とは、<u>中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</u> (3) <u>工事の再開準備に要する費用</u> 工事の再開準備に要する費用とは、<u>工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される船舶及び機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</u> (4) <u>工期延長等となる場合の費用</u> 工期延長等となる場合の費用とは、<u>工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</u> (5) <u>工期短縮を行った場合の費用</u> 工期短縮を行った場合の費用とは、<u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</u></p> <p>1-1-2 増加費用等の算定 1) 増加費用等の構成 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、<u>工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 工期延長等に伴う現場維持等の費用 + 工期短縮により増加する費用 一般管理費等* 消費税相当額 <p>※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) <u>工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</u></p> <p>増加費用等は、<u>原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な</u></p> </div>	土木基準との横並びを図るため修正追記

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
2-5-2	<p>(2) 中止期間中の現場維持等に要する費用</p> <p>①中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 積上げ項目</p> <p>積上げ計上する項目は、直接工事費、船舶回航費、仮設工及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道・光熱・電力等料金、船舶及び機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</p> <p>イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）、船舶及び機械経費、船舶回航費及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>ロ. 直接工事費、仮設工及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>2) 率で計上する項目</p> <p>一時中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ. 運搬費の増加費用</p> <p>現場搬入済みの建築機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ. 安全費の増加費用</p> <p>工事現場の維持に要する費用 （保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）</p> <p>ハ. 役務費の増加費用</p> <p>仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ. 営繕費の増加費用</p> <p>現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用</p> <p>現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</p>	<p><u>工事である場合等は、別途考慮すること。</u></p> <p>2) <u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</u> <u>標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</u></p> <p><u>(1) 増加費用等の構成費目は、次のとおりとする。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>増加費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> — 現場における増加費用 — 本店における増加費用 — 消費税相当額 </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> — 材 料 費※ — 労 務 費※ — 水道光熱電力等料金※（元設計における直接工事費目） — 船舶及び機械経費※（回航費含む） — 仮 設 費※ — 運 搬 費 — 準 備 費 — 事業損失防止施設費※ — 安 全 費 — 役 務 費 — 技 術 管 理 費※（元設計における間接工事費目） — 営 繕 費 — 労 務 者 輸 送 費 — 社員等従業員給料手当 — 労 務 管 理 費 — 地 代 — 福 利 厚 生 費 等 </div> </div> <p style="text-align: right;">※積上げ項目</p> <p><u>増加費用等の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>i). <u>現場における増加費用</u></p> <p>イ. <u>材料費</u></p> <p>①<u>材料の保管費用</u> 工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料</p> <p>②<u>他の工事現場へ転用する材料の運搬費</u> 工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③<u>直接工事費に計上された材料の損料等</u> 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用</p> <p>ロ. <u>労務費</u></p> <p>①<u>工事現場の維持等に必要な労務費</u> 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>②<u>他職種に転用した場合の労務費差額</u> 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
2-5-3		<p>ハ 水道光熱電力等料金 <u>工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</u></p> <p>ニ 船舶及び機械経費 <u>現場搬入済の船舶及び機械のうち元設計に個別計上されている船舶及び機械と同等と認められるものに関する次の費用</u> ① <u>工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた船舶及び機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）</u> ② <u>発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運搬費用</u> ③ <u>発注者が指示し、あるいは受発注者協議により、工期延長等の理由で作業船の拘束が必要な場合の船舶拘束費及びそれに伴う必要最小限の船員の拘束費用。又は、一旦基地港に寄港する場合の回航費用</u></p> <p>ホ 仮設費 ① <u>仮設諸機材の損料</u> <u>現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用</u> ② <u>新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</u> <u>元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</u> ③ <u>工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</u></p> <p>ヘ 運搬費 ① <u>工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</u> <u>工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</u> ② <u>大型機械類等の現場内運搬</u> <u>元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</u></p> <p>ト 準備費 <u>別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</u></p> <p>チ 事業損失防止施設費 <u>仮設費に準じて積算した費用</u></p> <p>リ 安全費 ① <u>既存の安全設備に係る費用</u> <u>工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用</u> ② <u>新たな工事現場の維持等に要する安全費</u> <u>元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</u></p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
2-5-4		<p><u>ヌ 役務費</u></p> <p><u>①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料</u> 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p><u>②電力水道等の基本料</u> 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料</p> <p><u>ル 技術管理費</u> 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p><u>ヲ 営繕費</u> 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p><u>ワ 労務者輸送費</u> 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p><u>カ 社員等従業員給料手当</u> 工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（船舶及び機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用 ②工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用 ④工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p><u>ヨ 労務管理費</u></p> <p><u>①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用</u> 工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。 なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p><u>②解雇・休業手当を払う場合の費用</u> 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p><u>タ 地代</u> 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p><u>レ 福利厚生費等</u> 現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
2-5-5	<p>②算定方法 一時中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。 $G = dg \times J + \alpha$ ただし、 G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て） dg：一時中止に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記(2)①2）に示す率項目） J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て） （前記(2)①1）に示す積上げ項目）</p> <p>1) 一時中止に伴い増加する現場経費率</p> $dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^b + N})^a - (\frac{J}{a \times J^b})^a \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記(2)①2）に示す率項目） J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て） N：一時中止日数（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A： B： a： b：</p>	<p>ii) <u>本支店における増加費用</u> <u>工期延長等期間中に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</u></p> <p>iii) <u>消費税相当額</u> <u>現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</u></p> <p>(2)算定方法 <u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。</u> $G = dg \times J + \alpha$ ただし、 G：<u>工期延長等に伴う現場維持等の費用</u>（単位 円 1,000円未満切り捨て） dg：<u>工期延長等に係る現場経費率</u>（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記1-1-2.2）.(1)に示す率項目） J：対象額（<u>工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費</u>）（単位 円 1,000円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て） （前記1-1-2.2）.(1)に示す積上げ項目）</p> <p>①<u>工期延長等に伴い増加する現場経費率</u></p> $dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^b + N})^a - (\frac{J}{a \times J^b})^a \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：<u>工期延長等に伴い増加する現場経費率</u>（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記1-1-2.2）.(1)に示す率項目） J：<u>対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）</u>（単位 円 1,000円未満切り捨て） N：<u>工期延長等日数</u>（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う<u>工期延長等日数</u>。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A： B： a： b：</p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																																																																																					
3-1-7	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 1節 魚礁工 2魚礁製作工-単体魚礁製作 2-4-3製作歩掛等</p>	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 1節 魚礁工 2魚礁製作工-単体魚礁製作 2-4-3製作歩掛等</p> <p>5) 拘束費 <u>現場条件等製作サイクルにより、必要となる陸上クレーンの拘束費（賃料）を計上する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>陸上クレーンの拘束費計上期間</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>拘束費計上期間</th> <th>対象作業内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行中</td> <td>必要月数</td> <td>現場条件による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	拘束費計上期間	対象作業内容	摘要	施行中	必要月数	現場条件による		<p>実態を踏まえ拘束費を計上できるように追記</p>																																																																																																																																													
区分	拘束費計上期間	対象作業内容	摘要																																																																																																																																																					
施行中	必要月数	現場条件による																																																																																																																																																						
3-1-8	<p>5) 代価表 (1) 単体魚礁製作 10個当り 【J99002】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レティークストコンクリート</td> <td></td> <td>m³</td> <td>$V \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>型 枠 賃 料</td> <td></td> <td>m²</td> <td>$A \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td></td> <td>kg</td> <td>$R_1 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋</td> <td></td> <td>"</td> <td>$R_2 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>"</td> <td>$\Sigma R_i \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>"</td> <td>$\Sigma R_i \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン(型枠工用)</td> <td>排出ガス対策型(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a/100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン(コンクリート工用、製作転置)</td> <td>排出ガス対策型(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン(コンクリート工用、製作転置)</td> <td>(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td>%</td> <td>「4) 雑材料」による</td> <td>労務費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 V:ブロック1個当りコンクリート設計量(m³) 2 A:ブロック1個当り型枠面積(m²) 3 R₁, R₂:ブロック1個当り鉄筋または吊鉄筋質量(kg) 4 a:型枠100m²当り組立組外歩掛(m²) 5 b:コンクリート100m³当り打設歩掛(m³) 6 W:材料割増率(%) 7 数量は、小数3位四捨五入とする。 8 材料割増率は、「本節 1-5-2 材料割増率」による。 9 架台、ベッド等が必要な場合は、別途計上する。 10 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	レティークストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入	鉄 筋		kg	$R_1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	吊 鉄 筋		"	$R_2 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)	吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)	世 話 役		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$		特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$		普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$		ラフテレーンクレーン(型枠工用)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100$	標準運転時間	ラフテレーンクレーン(コンクリート工用、製作転置)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間	クローラクレーン(コンクリート工用、製作転置)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間	雑 材 料		%	「4) 雑材料」による	労務費の%	<p>6) 代価表 (1) 単体魚礁製作 10個当り 【J99002】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レティークストコンクリート</td> <td></td> <td>m³</td> <td>$V \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>型 枠 賃 料</td> <td></td> <td>m²</td> <td>$A \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td></td> <td>kg</td> <td>$R_1 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋</td> <td></td> <td>"</td> <td>$R_2 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>"</td> <td>$\Sigma R_i \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>"</td> <td>$\Sigma R_i \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン(型枠工用)</td> <td>排出ガス対策型(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a/100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン(コンクリート工用、製作転置)</td> <td>排出ガス対策型(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン(コンクリート工用、製作転置)</td> <td>(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td>%</td> <td>「4) 雑材料」による</td> <td>労務費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 V:ブロック1個当りコンクリート設計量(m³) 2 A:ブロック1個当り型枠面積(m²) 3 R₁, R₂:ブロック1個当り鉄筋または吊鉄筋質量(kg) 4 a:型枠100m²当り組立組外歩掛(m²) 5 b:コンクリート100m³当り打設歩掛(m³) 6 W:材料割増率(%) 7 数量は、小数3位四捨五入とする。 8 材料割増率は、「本節 1-5-2 材料割増率」による。 9 架台、ベッド等が必要な場合は、別途計上する。 10 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(2) クレーン拘束 一式当り</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クローラクレーン</td> <td>排出ガス対策型(油) t吊</td> <td>式</td> <td></td> <td>必要月数</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 必要月数とは、工事全体のクレーン拘束日数から、「単体魚礁製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラクレーン日数を除いたクレーン拘束日数より算出する。なお、工事全体のクレーン拘束日数の算定は、「第2章 1節 直接工事費 補足資料-1 直接工事費 1 標準作業能力 単体魚礁製作」を参考に現場条件を踏まえるものとし、小数第1位二捨三入七捨八入として、0.5月単位とする。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	レティークストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入	鉄 筋		kg	$R_1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	吊 鉄 筋		"	$R_2 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)	吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)	世 話 役		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$		特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$		普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$		ラフテレーンクレーン(型枠工用)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100$	標準運転時間	ラフテレーンクレーン(コンクリート工用、製作転置)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間	クローラクレーン(コンクリート工用、製作転置)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間	雑 材 料		%	「4) 雑材料」による	労務費の%	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	クローラクレーン	排出ガス対策型(油) t吊	式		必要月数
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																				
レティークストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入																																																																																																																																																				
鉄 筋		kg	$R_1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
吊 鉄 筋		"	$R_2 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																				
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																				
世 話 役		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$																																																																																																																																																					
特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$																																																																																																																																																					
普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$																																																																																																																																																					
ラフテレーンクレーン(型枠工用)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
ラフテレーンクレーン(コンクリート工用、製作転置)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
クローラクレーン(コンクリート工用、製作転置)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
雑 材 料		%	「4) 雑材料」による	労務費の%																																																																																																																																																				
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																				
レティークストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入																																																																																																																																																				
鉄 筋		kg	$R_1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
吊 鉄 筋		"	$R_2 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																				
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	"	$\Sigma R_i \times 10$	小数3位四捨五入市場単価(土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																				
世 話 役		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$																																																																																																																																																					
特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$																																																																																																																																																					
普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$																																																																																																																																																					
ラフテレーンクレーン(型枠工用)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
ラフテレーンクレーン(コンクリート工用、製作転置)	排出ガス対策型(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
クローラクレーン(コンクリート工用、製作転置)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a/100 + V \times 10 \times b/100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
雑 材 料		%	「4) 雑材料」による	労務費の%																																																																																																																																																				
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																				
クローラクレーン	排出ガス対策型(油) t吊	式		必要月数																																																																																																																																																				

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																																																																																																																		
3-2-8	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 2節 増殖場工 2 着定基質製作工 2-4-3製作歩掛等</p> <p>5) 代価表 (1) ブロック製作 10個当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td></td> <td>m³</td> <td>$V \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>型 枠 質 料</td> <td></td> <td>m²</td> <td>$A \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td>異形棒鋼</td> <td>kg</td> <td>$R1 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td>丸鋼</td> <td>kg</td> <td>$R1 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋</td> <td>丸鋼</td> <td>kg</td> <td>$R2 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>kg</td> <td>$\Sigma R1 \times 10$</td> <td>市場単価 (土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>kg</td> <td>$\Sigma R2 \times 10$</td> <td>市場単価 (土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>吊 金 具</td> <td></td> <td>本</td> <td>$\times 10$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン (型枠工用)</td> <td>排出ガス対策型 (油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a / 100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)</td> <td>排出ガス対策型 (油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)</td> <td>(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td>%</td> <td>「本節2-4-3 4) 雑材料」による</td> <td>労務費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 V:ブロック1個当りコンクリート設計量(m³) 2 A:ブロック1個当り型枠面積(m²) 3 R1、R2:ブロック1個当り鉄筋又は吊り鉄筋重量(kg) 4 a:型枠100m²当り組立組外歩掛(m²) 5 b:コンクリート100m³当り打設歩掛(m³) 6 W:材料割増率(%) 7 数量は、小数3位四捨五入とする。 8 材料割増率は、「本節1-5-2 雑材割増率」による。 9 架台、ベツト等が必要な場合は、別途計上する。 10 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	型 枠 質 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入	鉄 筋	異形棒鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	鉄 筋	丸鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	〃	吊 鉄 筋	丸鋼	kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	〃	鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)	吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)	吊 金 具		本	$\times 10$		世 話 役		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		ラフテレーンクレーン (型枠工用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間	ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	雑 材 料		%	「本節2-4-3 4) 雑材料」による	労務費の%	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 2節 増殖場工 2 着定基質製作工 2-4-3製作歩掛等</p> <p>5) 拘束費 <u>現場条件等製作サイクルにより、必要となる陸上クレーンの拘束費(賃料)を計上する。</u> 陸上クレーンの拘束費計上期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>拘束費計上期間</th> <th>対象作業内容</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行中</td> <td>必要月数</td> <td>現場条件による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6) 代価表 (1) ブロック製作 10個当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td></td> <td>m³</td> <td>$V \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>型 枠 質 料</td> <td></td> <td>m²</td> <td>$A \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td>異形棒鋼</td> <td>kg</td> <td>$R1 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td>丸鋼</td> <td>kg</td> <td>$R1 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋</td> <td>丸鋼</td> <td>kg</td> <td>$R2 \times (1+W/100) \times 10$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>kg</td> <td>$\Sigma R1 \times 10$</td> <td>市場単価 (土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>吊 鉄 筋 加 工 組 立</td> <td>一般構造物</td> <td>kg</td> <td>$\Sigma R2 \times 10$</td> <td>市場単価 (土木工事・鉄筋工)</td> </tr> <tr> <td>吊 金 具</td> <td></td> <td>本</td> <td>$\times 10$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン (型枠工用)</td> <td>排出ガス対策型 (油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a / 100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)</td> <td>排出ガス対策型 (油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)</td> <td>(油) t吊</td> <td>日</td> <td>$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td>%</td> <td>「本節2-4-3 4) 雑材料」による</td> <td>労務費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 V:ブロック1個当りコンクリート設計量(m³) 2 A:ブロック1個当り型枠面積(m²) 3 R1、R2:ブロック1個当り鉄筋又は吊り鉄筋重量(kg) 4 a:型枠100m²当り組立組外歩掛(m²) 5 b:コンクリート100m³当り打設歩掛(m³) 6 W:材料割増率(%) 7 数量は、小数3位四捨五入とする。 8 材料割増率は、「本節1-5-2 雑材割増率」による。 9 架台、ベツト等が必要な場合は、別途計上する。 10 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(2) クレーン拘束 一式当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形状寸法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クローラクレーン</td> <td>排出ガス対策型 (油) t吊</td> <td>式</td> <td></td> <td>必要月数</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 必要月数とは、工事全体のクレーン拘束日数から、「着定基質製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラクレーン日数を除いたクレーン拘束日数より算出する。なお、工事全体のクレーン拘束日数の算定は、「第2章 1節 直接工事費、補足資料-1 直接工事費、1 標準作業能力、着定基質製作工」を参考に現場条件を踏まえるものとし、小数第1位二捨三入七捨八入として、0.5月単位とする。</p>	区 分	拘束費計上期間	対象作業内容	摘 要	施行中	必要月数	現場条件による		名称	形状寸法	単位	数量	摘要	レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	型 枠 質 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入	鉄 筋	異形棒鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	鉄 筋	丸鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	〃	吊 鉄 筋	丸鋼	kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	〃	鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)	吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)	吊 金 具		本	$\times 10$		世 話 役		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		ラフテレーンクレーン (型枠工用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間	ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	雑 材 料		%	「本節2-4-3 4) 雑材料」による	労務費の%	名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	クローラクレーン	排出ガス対策型 (油) t吊	式		必要月数	<p>実態を踏まえ拘束費を計上できるように追記</p>
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																	
レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																																																	
型 枠 質 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入																																																																																																																																																																																	
鉄 筋	異形棒鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																																																	
鉄 筋	丸鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	〃																																																																																																																																																																																	
吊 鉄 筋	丸鋼	kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	〃																																																																																																																																																																																	
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																																																	
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																																																	
吊 金 具		本	$\times 10$																																																																																																																																																																																		
世 話 役		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																																																		
特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																																																		
普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																																																		
ラフテレーンクレーン (型枠工用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																																																	
ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																																																	
クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																																																	
雑 材 料		%	「本節2-4-3 4) 雑材料」による	労務費の%																																																																																																																																																																																	
区 分	拘束費計上期間	対象作業内容	摘 要																																																																																																																																																																																		
施行中	必要月数	現場条件による																																																																																																																																																																																			
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																	
レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																																																	
型 枠 質 料		m ²	$A \times 10$	小数3位四捨五入																																																																																																																																																																																	
鉄 筋	異形棒鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																																																	
鉄 筋	丸鋼	kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	〃																																																																																																																																																																																	
吊 鉄 筋	丸鋼	kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	〃																																																																																																																																																																																	
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																																																	
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価 (土木工事・鉄筋工)																																																																																																																																																																																	
吊 金 具		本	$\times 10$																																																																																																																																																																																		
世 話 役		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																																																		
特 殊 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																																																		
普 通 作 業 員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																																																		
ラフテレーンクレーン (型枠工用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																																																	
ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	排出ガス対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																																																	
クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																																																	
雑 材 料		%	「本節2-4-3 4) 雑材料」による	労務費の%																																																																																																																																																																																	
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																																																	
クローラクレーン	排出ガス対策型 (油) t吊	式		必要月数																																																																																																																																																																																	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																																						
3-2-19	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 2節 増殖場工 4 着定基質設置工 4-5 着定基質転置</p> <p>施工単価コード J:0:5:5:1:0</p> <table border="1"> <tr> <td>E</td> <td>作業能力</td> <td>実数</td> <td>1日当たりの据付個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）</td> </tr> </table>	E	作業能力	実数	1日当たりの据付個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 2節 増殖場工 4 着定基質設置工 4-5 着定基質転置</p> <p>施工単価コード J:0:5:5:1:0</p> <table border="1"> <tr> <td>E</td> <td>作業能力</td> <td>実数</td> <td>1日当たりの転置個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）</td> </tr> </table>	E	作業能力	実数	1日当たりの転置個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）	語句の修正																																																														
E	作業能力	実数	1日当たりの据付個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）																																																																						
E	作業能力	実数	1日当たりの転置個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）																																																																						
3-2-20	<p>施工単価コード J:0:5:5:2:0</p> <table border="1"> <tr> <td>H</td> <td>作業能力</td> <td>実数</td> <td>1日当たりの据付個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）</td> </tr> </table>	H	作業能力	実数	1日当たりの据付個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）	<p>施工単価コード J:0:5:5:2:0</p> <table border="1"> <tr> <td>H</td> <td>作業能力</td> <td>実数</td> <td>1日当たりの転置個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）</td> </tr> </table>	H	作業能力	実数	1日当たりの転置個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）	語句の修正																																																														
H	作業能力	実数	1日当たりの据付個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）																																																																						
H	作業能力	実数	1日当たりの転置個数（個/日）を実数入力（小数1位四捨五入）																																																																						
3-2-28	<p>4-8 着定基質運搬設置（陸上連携方式） 4-8-2 施工歩掛</p> <p>2) 労務編成 (単位：人または日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潜水士船</td> <td>-</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 代価表</p> <table border="1"> <tr> <td>潜水士船</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>日</td> <td>(4)による</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table>	名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要	とび工	2	2		普通作業員	4	4		潜水士船	-	1		潜水士船	D180PS型 3~5t吊	日	(4)による	就業8H	とび工		人	"		普通作業員		人	"		<p>4-8 着定基質運搬設置（陸上連携方式） 4-8-2 施工歩掛</p> <p>2) 労務編成 (単位：人または日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潜水士船</td> <td>-</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 代価表</p> <table border="1"> <tr> <td>潜水士船</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>日</td> <td>2)による</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table>	名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要	とび工	2	2		普通作業員	4	4		潜水士船	-	1		潜水士船	D180PS型 3~5t吊	日	2)による	就業8H	とび工		人	"		普通作業員		人	"		語句の修正								
名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要																																																																						
とび工	2	2																																																																							
普通作業員	4	4																																																																							
潜水士船	-	1																																																																							
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	日	(4)による	就業8H																																																																					
とび工		人	"																																																																						
普通作業員		人	"																																																																						
名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要																																																																						
とび工	2	2																																																																							
普通作業員	4	4																																																																							
潜水士船	-	1																																																																							
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	日	2)による	就業8H																																																																					
とび工		人	"																																																																						
普通作業員		人	"																																																																						
3-2-33	<p>4-9 着定基質運搬設置（海上一貫方式） 4-9-2 施工歩掛</p> <p>2) 労務編成 (単位：人または日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潜水士船</td> <td>-</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 代価表</p> <table border="1"> <tr> <td>潜水士船運転</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>日</td> <td>(5)による</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table>	名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要	とび工	2	1	1		普通作業員	4	3	3		潜水士船	-	0.8	0.8		潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	(5)による	就業8H	とび工		人	"		普通作業員		人	"		<p>4-9 着定基質運搬設置（海上一貫方式） 4-9-2 施工歩掛</p> <p>2) 労務編成 (単位：人または日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潜水士船</td> <td>-</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 代価表</p> <table border="1"> <tr> <td>潜水士船運転</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>日</td> <td>2)による</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table>	名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要	とび工	2	1	1		普通作業員	4	3	3		潜水士船	-	0.8	0.8		潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	2)による	就業8H	とび工		人	"		普通作業員		人	"		語句の修正
名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要																																																																					
とび工	2	1	1																																																																						
普通作業員	4	3	3																																																																						
潜水士船	-	0.8	0.8																																																																						
潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	(5)による	就業8H																																																																					
とび工		人	"																																																																						
普通作業員		人	"																																																																						
名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要																																																																					
とび工	2	1	1																																																																						
普通作業員	4	3	3																																																																						
潜水士船	-	0.8	0.8																																																																						
潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	2)による	就業8H																																																																					
とび工		人	"																																																																						
普通作業員		人	"																																																																						
3-2-39	<p>4-10 着定基質運搬設置（陸海一貫方式） 4-10-2 施工歩掛</p> <p>2) 労務編成 (単位：人または日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潜水士船</td> <td>-</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 代価表</p> <table border="1"> <tr> <td>潜水士船運転</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>日</td> <td>(9)による</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table>	名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要	とび工	3	2		普通作業員	7	6		潜水士船	-	0.8		潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	(9)による	就業8H	とび工		人	"		普通作業員		人	"		<p>4-10 着定基質運搬設置（陸海一貫方式） 4-10-2 施工歩掛</p> <p>2) 労務編成 (単位：人または日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>玉掛・玉外の場合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潜水士船</td> <td>-</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 代価表</p> <table border="1"> <tr> <td>潜水士船運転</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>日</td> <td>2)による</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table>	名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要	とび工	3	2		普通作業員	7	6		潜水士船	-	0.8		潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	2)による	就業8H	とび工		人	"		普通作業員		人	"		語句の修正								
名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要																																																																						
とび工	3	2																																																																							
普通作業員	7	6																																																																							
潜水士船	-	0.8																																																																							
潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	(9)による	就業8H																																																																					
とび工		人	"																																																																						
普通作業員		人	"																																																																						
名称	玉掛・玉外の場合	玉掛・玉外の場合	摘要																																																																						
とび工	3	2																																																																							
普通作業員	7	6																																																																							
潜水士船	-	0.8																																																																							
潜水士船運転	D180PS型 3~5t吊	日	2)による	就業8H																																																																					
とび工		人	"																																																																						
普通作業員		人	"																																																																						

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要													
3-6-3	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 6節 冬期施工 3 雪寒仮囲い工 3-3 仮囲いタイプ及び機種の選定</p> <p>(2) 機種の選定 仮設材の持上げ（下げ）機械は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="338 499 997 621"> <thead> <tr> <th>持ち上げ（下げ）機械</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 2.5 t 吊</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ラフテレーンクレーンは賃料とする。</p>	持ち上げ（下げ）機械	規 格	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 2.5 t 吊	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 6節 冬期施工 3 雪寒仮囲い工 3-3 仮囲いタイプ及び機種の選定</p> <p>(2) 機種の選定 仮設材の持上げ（下げ）機械は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 499 2644 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>Pタイプ</u></td> <td><u>バックホウ</u> <u>(クローラ型)</u></td> <td><u>標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型</u> <u>(2011年規制) 山積0.8m³(平積0.6m³) 吊能力2.9 t</u></td> </tr> <tr> <td><u>Wタイプ</u></td> <td><u>ラフテレーンクレーン</u></td> <td><u>油圧伸縮ジブ型 2.5 t 吊・排出ガス対策型(2011年規制)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) <u>バックホウ(クローラ型)</u>、<u>ラフテレーンクレーン</u>は賃料とする。</p>		機 械 名	規 格	<u>Pタイプ</u>	<u>バックホウ</u> <u>(クローラ型)</u>	<u>標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型</u> <u>(2011年規制) 山積0.8m³(平積0.6m³) 吊能力2.9 t</u>	<u>Wタイプ</u>	<u>ラフテレーンクレーン</u>	<u>油圧伸縮ジブ型 2.5 t 吊・排出ガス対策型(2011年規制)</u>	国土交通省土木工事積算基準に基づき機種選定の改定
持ち上げ（下げ）機械	規 格															
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 2.5 t 吊															
	機 械 名	規 格														
<u>Pタイプ</u>	<u>バックホウ</u> <u>(クローラ型)</u>	<u>標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型</u> <u>(2011年規制) 山積0.8m³(平積0.6m³) 吊能力2.9 t</u>														
<u>Wタイプ</u>	<u>ラフテレーンクレーン</u>	<u>油圧伸縮ジブ型 2.5 t 吊・排出ガス対策型(2011年規制)</u>														
3-6-9	<p>7 除雪工 7-1 除雪費の計上について</p> <p>(1) 当初設計においては、最近5年間の積雪・降雪量を気象データから定めた「2. 除雪数値表」により積算すること。</p> <p>(2) 除雪は、機械除雪を原則とする。ただし、機械除雪ができない場合は、人力除雪とすること。</p> <p>(3) 土工の施工区域除雪は、着工時除雪については積雪深が5cm以上となっている場合、新雪除雪については1回の降雪が5cm以上となる場合に計上することを原則とする。 ただし、被覆シートで覆うことが容易で、小規模な工事については、シート損料を計上し、着工時除雪のみとすることができる。</p> <p>(4) 土工の施工区域除雪は、1日当たり対象工事面積を作業量より算出すること。</p> <p>(5) 工事用道路の除雪については、着工時除雪については積雪深が10cm以上となっている場合、新雪除雪についても1回の降雪が10cm以上となる場合に計上することを標準とする。</p> <p>(6) 作工物の施工箇所、シート等により囲う場合は、積雪深が5cm以上となっている場合、着工時除雪のみの計上とすること。ただし囲い屋根部の積雪深が50cm以上となる場合は囲い屋根部の除雪を計上すること。護岸布設箇所も同様とする。</p> <p>(7) ダンプにより工区外に排雪する場合は、運搬排雪する必要性を整理し、経済性等を考慮した雪捨場を選定すること。</p> <p>(8) 工事施工面積が広い現場での除雪作業は、何ブロックかに分割して部分的に完成させていく場合、着工時の除雪時期の違いにより対象の積雪深が異なることとなる。 着工時の除雪の算定にあたっては、工事工程を考慮し算定すること。</p> <p>[例] 1 2月着手 1, 2, 3ブロック (除雪面積) 100m×16m ×3ブロック (積雪深) 0.3m 1月着手 4, 5, 6ブロック (除雪面積) 100m×16m ×3ブロック (積雪深) 0.6m 2月着手 7 ブロック (除雪面積) 100m×16m ×1ブロック (積雪深) 0.5m</p> <p>(9) 除雪深ごとの除雪回数(人力除雪、囲い屋根部除雪においては除雪量)は概数として扱うこととし設計図書に条件明示を行い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更すること。</p> <p>(10) 除雪工の計上は、着工時除雪は準備費に計上、新雪除雪(工事区域内及び囲い屋根部)は仮設工として直接工事費に計上する。</p>	<p>7 除雪工 7-1 除雪費の計上について</p> <p>(1) 当初設計においては、最近5年間の積雪・降雪量を気象データから定めた「2. 除雪数値表」により積算すること。</p> <p>(2) 除雪は、機械除雪を原則とする。ただし、機械除雪ができない場合は、人力除雪とすること。</p> <p>(3) 土工の施工区域除雪は、着工時除雪については積雪深が5cm以上となっている場合、新雪除雪については1回の降雪が5cm以上となる場合に計上することを原則とする。 ただし、被覆シートで覆うことが容易で、小規模な工事については、シート損料を計上し、着工時除雪のみとすることができる。</p> <p>(4) 土工の施工区域除雪は、1日当たり対象工事面積を作業量より算出すること。</p> <p>(5) 工事用道路の除雪については、着工時除雪については積雪深が10cm以上となっている場合、新雪除雪についても1回の降雪が10cm以上となる場合に計上することを標準とする。</p> <p>(6) 作工物の施工箇所、シート等により囲う場合は、積雪深が5cm以上となっている場合、着工時除雪のみの計上とすること。ただし囲い屋根部の積雪深が50cm以上となる場合は囲い屋根部の除雪を計上すること。護岸布設箇所も同様とする。</p> <p>(7) ダンプにより工区外に排雪する場合は、運搬排雪する必要性を整理し、経済性等を考慮した雪捨場を選定すること。</p> <p>(8) 工事施工面積が広い現場での除雪作業は、何ブロックかに分割して部分的に完成させていく場合、着工時の除雪時期の違いにより対象の積雪深が異なることとなる。 着工時の除雪の算定にあたっては、工事工程を考慮し算定すること。</p> <p>[例] 1 2月着手 1, 2, 3ブロック (除雪面積) 100m×16m ×3ブロック (積雪深) 0.3m 1月着手 4, 5, 6ブロック (除雪面積) 100m×16m ×3ブロック (積雪深) 0.6m 2月着手 7 ブロック (除雪面積) 100m×16m ×1ブロック (積雪深) 0.5m</p> <p>(9) 除雪深ごとの除雪回数(人力除雪、囲い屋根部除雪においては除雪量)は概数及び<u>最低保証</u>として扱うこととし設計図書に条件明示を行い、現地の積雪深及び降雪量等がそれを上回る場合は設計変更すること。</p> <p>(10) 除雪工の計上は、着工時除雪は準備費に計上、新雪除雪(工事区域内及び囲い屋根部)は仮設工として直接工事費に計上する。</p>	語句の修正													

掲載頁	旧	新	摘要																																																															
3-6-13	<p>付属資料-1 防寒開始日早見表、除雪数値表(参考 沿海地域のみ)</p> <p>I. 防寒開始日早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th> <th>市町村名</th> <th>防寒開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩</td> <td>石狩市</td> <td>(11月20日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後志</td> <td>小樽市 余市町 古平町 積丹町</td> <td>(11月20日)</td> </tr> <tr> <td>神恵内村 泊村 共和町 岩内町 蘭越町 寿都町 島牧村</td> <td>(11月30日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">渡島</td> <td>函館市 木古内町 知内町 福島町 松前町 八雲町 長万部町 森町 鹿部町 北斗市</td> <td>(11月30日)</td> </tr> <tr> <td>上ノ国町 江差町 乙部町 せたな町 奥尻町</td> <td>(11月30日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胆振</td> <td>むかわ町 厚真町 苫小牧市 白老町</td> <td>(11月10日)</td> </tr> <tr> <td>登別市 室蘭市 伊達市 豊浦町</td> <td>(11月30日)</td> </tr> </tbody> </table>	支庁	市町村名	防寒開始日	石狩	石狩市	(11月20日)	後志	小樽市 余市町 古平町 積丹町	(11月20日)	神恵内村 泊村 共和町 岩内町 蘭越町 寿都町 島牧村	(11月30日)	渡島	函館市 木古内町 知内町 福島町 松前町 八雲町 長万部町 森町 鹿部町 北斗市	(11月30日)	上ノ国町 江差町 乙部町 せたな町 奥尻町	(11月30日)	胆振	むかわ町 厚真町 苫小牧市 白老町	(11月10日)	登別市 室蘭市 伊達市 豊浦町	(11月30日)	<p>付属資料-1 防寒開始日早見表、除雪数値表(参考 沿海地域のみ)</p> <p>I. 防寒開始日早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(総合)振興局</th> <th>市町村名</th> <th>防寒開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩</td> <td>石狩市</td> <td>(11月16日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後志</td> <td>小樽市 余市町 古平町 積丹町 神恵内村</td> <td>(11月19日) (11月16日) (11月18日) (11月14日) (11月23日)</td> </tr> <tr> <td>泊村 共和町 岩内町 蘭越町 寿都町 島牧村</td> <td>(11月21日) (11月19日) (11月16日) (11月14日) (11月22日) (11月22日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">渡島</td> <td>函館市 木古内町 知内町 福島町 松前町 八雲町 長万部町 森町 鹿部町 北斗市</td> <td>(11月24日) (11月23日) (11月23日) (12月3日) (12月3日) (11月22日) (11月16日) (11月17日) (11月20日) (11月19日)</td> </tr> <tr> <td>上ノ国町 江差町 乙部町 せたな町 奥尻町</td> <td>(11月27日) (12月1日) (11月24日) (11月25日) (11月30日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胆振</td> <td>むかわ町 厚真町 苫小牧市 白老町 登別市 室蘭市 伊達市 豊浦町</td> <td>(11月12日) (11月13日) (11月19日) (11月15日) (11月16日) (11月26日) (11月14日) (11月16日)</td> </tr> <tr> <td>えりも町 様似町 浦河町 新冠町 日高町</td> <td>(11月29日) (11月23日) (11月18日) (11月19日) (11月11日) (11月13日)</td> </tr> </tbody> </table>	(総合)振興局	市町村名	防寒開始日	石狩	石狩市	(11月16日)	後志	小樽市 余市町 古平町 積丹町 神恵内村	(11月19日) (11月16日) (11月18日) (11月14日) (11月23日)	泊村 共和町 岩内町 蘭越町 寿都町 島牧村	(11月21日) (11月19日) (11月16日) (11月14日) (11月22日) (11月22日)	渡島	函館市 木古内町 知内町 福島町 松前町 八雲町 長万部町 森町 鹿部町 北斗市	(11月24日) (11月23日) (11月23日) (12月3日) (12月3日) (11月22日) (11月16日) (11月17日) (11月20日) (11月19日)	上ノ国町 江差町 乙部町 せたな町 奥尻町	(11月27日) (12月1日) (11月24日) (11月25日) (11月30日)	胆振	むかわ町 厚真町 苫小牧市 白老町 登別市 室蘭市 伊達市 豊浦町	(11月12日) (11月13日) (11月19日) (11月15日) (11月16日) (11月26日) (11月14日) (11月16日)	えりも町 様似町 浦河町 新冠町 日高町	(11月29日) (11月23日) (11月18日) (11月19日) (11月11日) (11月13日)	<p>語句の修正</p> <p>開始日を市町村毎1日単位で設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(総合)振興局</th> <th>市町村名</th> <th>防寒開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">留萌</td> <td>天塩町 遠別町 初山別村 羽幌町 羽幌町焼尻 羽幌町天売</td> <td>(11月14日) (11月13日) (11月16日) (11月17日) (11月19日) (11月19日)</td> </tr> <tr> <td>苫前町 小平町 留萌市 増毛町</td> <td>(11月11日) (11月11日) (11月13日) (11月19日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宗谷</td> <td>稚内市 豊富町 猿払村 浜頓別町 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町</td> <td>(11月12日) (11月11日) (11月9日) (11月10日) (11月10日) (11月14日) (11月15日) (11月15日) (11月10日)</td> </tr> <tr> <td>網走市 常呂町 斜里町 小清水町 佐呂間町 湧別町 紋別市 興部町 雄武町</td> <td>(11月15日) ~~~~~ (11月14日) (11月12日) (11月9日) (11月12日) (11月14日) (11月11日) (11月12日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">十勝</td> <td>大樹町 浦幌町 豊頃町 広尾町</td> <td>(11月11日) (11月13日) (11月13日) (11月21日)</td> </tr> <tr> <td>釧路市 釧路町 白糠町 厚岸町 浜中町</td> <td>(11月12日) (11月18日) (11月13日) (11月14日) (11月15日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">根室</td> <td>根室市 別海町 標津町 羅臼町</td> <td>(11月20日) (11月12日) (11月15日) (11月16日)</td> </tr> </tbody> </table>	(総合)振興局	市町村名	防寒開始日	留萌	天塩町 遠別町 初山別村 羽幌町 羽幌町焼尻 羽幌町天売	(11月14日) (11月13日) (11月16日) (11月17日) (11月19日) (11月19日)	苫前町 小平町 留萌市 増毛町	(11月11日) (11月11日) (11月13日) (11月19日)	宗谷	稚内市 豊富町 猿払村 浜頓別町 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町	(11月12日) (11月11日) (11月9日) (11月10日) (11月10日) (11月14日) (11月15日) (11月15日) (11月10日)	網走市 常呂町 斜里町 小清水町 佐呂間町 湧別町 紋別市 興部町 雄武町	(11月15日) ~~~~~ (11月14日) (11月12日) (11月9日) (11月12日) (11月14日) (11月11日) (11月12日)	十勝	大樹町 浦幌町 豊頃町 広尾町	(11月11日) (11月13日) (11月13日) (11月21日)	釧路市 釧路町 白糠町 厚岸町 浜中町	(11月12日) (11月18日) (11月13日) (11月14日) (11月15日)	根室	根室市 別海町 標津町 羅臼町	(11月20日) (11月12日) (11月15日) (11月16日)
支庁	市町村名	防寒開始日																																																																
石狩	石狩市	(11月20日)																																																																
後志	小樽市 余市町 古平町 積丹町	(11月20日)																																																																
	神恵内村 泊村 共和町 岩内町 蘭越町 寿都町 島牧村	(11月30日)																																																																
渡島	函館市 木古内町 知内町 福島町 松前町 八雲町 長万部町 森町 鹿部町 北斗市	(11月30日)																																																																
	上ノ国町 江差町 乙部町 せたな町 奥尻町	(11月30日)																																																																
胆振	むかわ町 厚真町 苫小牧市 白老町	(11月10日)																																																																
	登別市 室蘭市 伊達市 豊浦町	(11月30日)																																																																
(総合)振興局	市町村名	防寒開始日																																																																
石狩	石狩市	(11月16日)																																																																
後志	小樽市 余市町 古平町 積丹町 神恵内村	(11月19日) (11月16日) (11月18日) (11月14日) (11月23日)																																																																
	泊村 共和町 岩内町 蘭越町 寿都町 島牧村	(11月21日) (11月19日) (11月16日) (11月14日) (11月22日) (11月22日)																																																																
渡島	函館市 木古内町 知内町 福島町 松前町 八雲町 長万部町 森町 鹿部町 北斗市	(11月24日) (11月23日) (11月23日) (12月3日) (12月3日) (11月22日) (11月16日) (11月17日) (11月20日) (11月19日)																																																																
	上ノ国町 江差町 乙部町 せたな町 奥尻町	(11月27日) (12月1日) (11月24日) (11月25日) (11月30日)																																																																
胆振	むかわ町 厚真町 苫小牧市 白老町 登別市 室蘭市 伊達市 豊浦町	(11月12日) (11月13日) (11月19日) (11月15日) (11月16日) (11月26日) (11月14日) (11月16日)																																																																
	えりも町 様似町 浦河町 新冠町 日高町	(11月29日) (11月23日) (11月18日) (11月19日) (11月11日) (11月13日)																																																																
(総合)振興局	市町村名	防寒開始日																																																																
留萌	天塩町 遠別町 初山別村 羽幌町 羽幌町焼尻 羽幌町天売	(11月14日) (11月13日) (11月16日) (11月17日) (11月19日) (11月19日)																																																																
	苫前町 小平町 留萌市 増毛町	(11月11日) (11月11日) (11月13日) (11月19日)																																																																
宗谷	稚内市 豊富町 猿払村 浜頓別町 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町	(11月12日) (11月11日) (11月9日) (11月10日) (11月10日) (11月14日) (11月15日) (11月15日) (11月10日)																																																																
	網走市 常呂町 斜里町 小清水町 佐呂間町 湧別町 紋別市 興部町 雄武町	(11月15日) ~~~~~ (11月14日) (11月12日) (11月9日) (11月12日) (11月14日) (11月11日) (11月12日)																																																																
十勝	大樹町 浦幌町 豊頃町 広尾町	(11月11日) (11月13日) (11月13日) (11月21日)																																																																
	釧路市 釧路町 白糠町 厚岸町 浜中町	(11月12日) (11月18日) (11月13日) (11月14日) (11月15日)																																																																
根室	根室市 別海町 標津町 羅臼町	(11月20日) (11月12日) (11月15日) (11月16日)																																																																

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降積算基準日適用)

掲載頁	旧							新							摘要					
3-6-14	Ⅱ. 除雪数値表							Ⅱ. 除雪数値表							2016-2020年度のデータへ更新					
	(cm)							(cm)												
	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深				
	石狩	石狩市	5cm以上20cm未満	(2) 1.1	(9) 1.1	(12) 9	(10) 1.1	(7) 7	石狩市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(7) 6	(2) 7					
			20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 3.0	(2) 3.0	(1) 3.0	(1) 2.0				10cm以上30cm以下	(2) 1.0	(6) 1.0	(5) 1.0	(4) 1.0	(1) 2.0			
			3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(1) 4.0	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		後志	小樽市	5cm以上20cm未満	(1) 8	(9) 1.1	(11) 9	(9) 1.0	(8) 1.1	小樽市	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(8) 7	(5) 6	(3) 7				
				20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 2.0	(3) 2.0	(1) 3.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(-) -	(5) 2.0	(3) 2.0	(3) 2.0	(1) 2.0		
				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(1) 4.0	(-) -	(1) 4.0	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
			後志	余市町	5cm以上20cm未満	(3) 8	(12) 8	(14) 8	(11) 1.0	(12) 9	余市町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(8) 8	(9) 7	(7) 6	(3) 7			
					20cm以上30cm以下	(-) -	(4) 2.0	(3) 2.0	(2) 2.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(2) 1.0	(9) 1.0	(6) 1.0	(7) 1.0	(2) 1.0	
					3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(1) 7.0	(1) 4.0	(1) 4.0	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
				後志	古平町	5cm以上20cm未満	(3) 1.0	(12) 9	(14) 9	(11) 1.0	(10) 8	古平町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(8) 8	(9) 7	(7) 6	(3) 7		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(3) 2.0	(3) 2.0	(2) 3.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(2) 1.0	(9) 1.0	(6) 1.0	(7) 1.0	(2) 1.0
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(2) 6.0	(1) 4.0	(1) 4.0	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	後志				積丹町	5cm以上20cm未満	(3) 1.0	(12) 9	(14) 9	(11) 1.0	(10) 8	積丹町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(8) 8	(9) 7	(7) 6	(3) 7		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(3) 2.0	(3) 2.0	(2) 3.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(2) 1.0	(9) 1.0	(6) 1.0	(7) 1.0	(2) 1.0
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(2) 6.0	(1) 4.0	(1) 4.0	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		後志			神恵内村	5cm以上20cm未満	(3) 1.2	(12) 1.0	(13) 1.0	(10) 1.0	(8) 7	神恵内村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(1) 6		
						20cm以上30cm以下	(1) 2.0	(2) 2.0	(2) 2.0	(1) 3.0	(1) 2.0				10cm以上30cm以下	(1) 2.0	(3) 1.0	(3) 2.0	(3) 1.0	(-) -
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(2) 4.0	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
			後志		泊村	5cm以上20cm未満	(3) 1.2	(12) 1.0	(13) 1.0	(10) 1.0	(8) 7	泊村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(1) 6		
						20cm以上30cm以下	(1) 2.0	(2) 2.0	(2) 2.0	(1) 3.0	(1) 2.0				10cm以上30cm以下	(1) 2.0	(3) 1.0	(3) 2.0	(3) 1.0	(-) -
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(2) 4.0	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
				後志	共和町	5cm以上20cm未満	(3) 1.2	(12) 1.0	(13) 1.0	(10) 1.0	(8) 7	共和町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(1) 6		
						20cm以上30cm以下	(1) 2.0	(2) 2.0	(2) 2.0	(1) 3.0	(1) 2.0				10cm以上30cm以下	(1) 2.0	(3) 1.0	(3) 2.0	(3) 1.0	(-) -
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(2) 4.0	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	後志				岩内町	5cm以上20cm未満	(4) 1.3	(12) 1.1	(14) 1.0	(12) 9	(10) 9	岩内町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(1) 6		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(3) 2.0	(3) 2.0	(1) 3.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(1) 2.0	(3) 1.0	(3) 2.0	(3) 1.0	(-) -
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(2) 4.0	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		後志			蘭越町	5cm以上20cm未満	(4) 1.3	(12) 1.1	(15) 9	(14) 8	(11) 1.0	蘭越町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(8) 7	(8) 7	(6) 7	(1) 6		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(3) 3.0	(3) 2.0	(1) 2.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(3) 1.0	(6) 2.0	(5) 2.0	(4) 2.0	(2) 1.0
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
			後志		寿都町	5cm以上20cm未満	(3) 7	(12) 1.1	(11) 8	(9) 9	(6) 9	寿都町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(5) 7	(1) 7		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 2.0	(1) 2.0	(1) 3.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(-) -	(3) 2.0	(4) 1.0	(2) 1.0	(-) -
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 5.0	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
				後志	島牧村	5cm以上20cm未満	(4) 8	(13) 1.1	(13) 1.0	(14) 9	(10) 9	島牧村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(5) 7	(1) 7		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 2.0	(2) 2.0	(1) 3.0	(-) -				10cm以上30cm以下	(-) -	(3) 2.0	(4) 1.0	(2) 1.0	(-) -
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	渡島				函館市	5cm以上20cm未満	(2) 1.2	(7) 1.0	(6) 8	(5) 1.0	(4) 1.1	函館市	5cm以上10cm未満	(1) 8	(5) 7	(4) 7	(4) 7	(1) 7		
						20cm以上30cm以下	(1) 2.0	(1) 3.0	(1) 2.0	(1) 2.0	(-) -				10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 1.0	(1) 2.0	(3) 1.0	(1) 1.0
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(1) 4.0	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		渡島			木古内町	5cm以上20cm未満	(3) 1.1	(13) 1.0	(14) 1.0	(14) 8	(11) 6	木古内町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 6		
						20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 2.0	(1) 3.0	(1) 3.0	(1) 2.0				10cm以上30cm以下	(1) 1.0	(6) 1.0	(6) 2.0	(5) 1.0	(2) 1.0
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
			渡島		知内町	5cm以上20cm未満	(3) 1.1	(11) 1.0	(14) 1.2	(14) 1.0	(11) 9	知内町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 6		
						20cm以上30cm以下	(1) 2.0	(1) 3.0	(3) 2.0	(2) 2.0	(1) 3.0				10cm以上30cm以下	(1) 1.0	(6) 1.0	(6) 2.0	(5) 1.0	(2) 1.0
						3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(1) 6.0	(-) -	(-) -				3.1cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降積算基準日適用)

掲載頁	旧							新							摘要
3-6-15	(cm)							(cm)							2016-2020年度のデータへ更新
	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	
渡島	福島町	5 cm以上20 cm未満	(3) 11	(11) 10	(14) 12	(14) 10	(11) 9	福島町	5 cm以上10 cm未満	(1) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 6	
		20 cm以上30 cm以下	(1) 20	(1) 30	(3) 20	(2) 20	(1) 30		10 cm以上30 cm以下	(1) 10	(6) 10	(6) 20	(5) 10	(2) 10	
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(1) 60	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	70	110	90		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	90	60	
	松前町	5 cm以上20 cm未満	(3) 11	(11) 10	(14) 12	(14) 10	(11) 9	松前町	5 cm以上10 cm未満	(1) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 6	
		20 cm以上30 cm以下	(1) 20	(1) 30	(3) 20	(2) 20	(1) 30		10 cm以上30 cm以下	(1) 10	(6) 10	(6) 20	(5) 10	(2) 10	
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(1) 60	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	70	110	90		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	90	60	
	八雲町	5 cm以上20 cm未満	(3) 6	(11) 10	(14) 11	(13) 9	(11) 9	八雲町	5 cm以上10 cm未満	(3) 7	(7) 7	(6) 7	(7) 7	(1) 6	
		20 cm以上30 cm以下	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20		10 cm以上30 cm以下	(2) 10	(6) 10	(5) 10	(4) 10	(1) 10	
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	30		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	30	
	長万部町	5 cm以上20 cm未満	(4) 9	(11) 12	(13) 10	(16) 9	(13) 8	長万部町	5 cm以上10 cm未満	(2) 7	(6) 7	(6) 7	(7) 7	(3) 7	
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(3) 20	(1) 30	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(2) 10	(5) 10	(4) 10	(5) 10	(-) -	
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	70	40		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	30	
	森町	5 cm以上20 cm未満	(4) 8	(6) 12	(7) 11	(9) 8	(9) 8	森町	5 cm以上10 cm未満	(1) 7	(5) 7	(4) 6	(5) 7	(2) 7	
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(2) 10	(3) 20	(4) 20	(3) 10	(1) 10	
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	30	50	30	
	鹿部町	5 cm以上20 cm未満	(3) 7	(7) 11	(9) 10	(9) 8	(10) 8	鹿部町	5 cm以上10 cm未満	(1) 7	(5) 6	(3) 7	(3) 6	(2) 6	
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(3) 10	(1) 10	
		31 cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	30		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	20	
北斗市	5 cm以上20 cm未満	(3) 12	(10) 10	(10) 9	(10) 9	(8) 9	北斗市	5 cm以上10 cm未満	(1) 8	(5) 7	(4) 7	(4) 7	(1) 7		
	20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(-) -	(2) 10	(1) 20	(3) 10	(1) 10		
	31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	10		
上ノ国町	5 cm以上20 cm未満	(3) 11	(12) 10	(14) 11	(14) 9	(11) 8	上ノ国町	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(3) 7	(3) 6	(3) 7	(-) -		
	20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 30	(2) 20	(1) 20		10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 10	(1) 10	(-) -		
	31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	80	60		着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	10	-		
江差町	5 cm以上20 cm未満	(3) 11	(13) 10	(14) 10	(14) 8	(11) 6	江差町	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(3) 7	(3) 6	(3) 7	(-) -		
	20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 20		10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 10	(1) 10	(-) -		
	31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	30		着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	10	-		
乙部町	5 cm以上20 cm未満	(3) 9	(12) 10	(14) 10	(13) 8	(10) 8	乙部町	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(3) 7	(3) 6	(3) 7	(-) -		
	20 cm以上30 cm以下	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 10	(1) 10	(-) -		
	31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	50	30		着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	10	-		
せたな町	5 cm以上20 cm未満	(3) 8	(12) 10	(14) 10	(13) 9	(10) 8	せたな町	5 cm以上10 cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 6	(8) 7	(1) 7		
	20 cm以上30 cm以下	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(1) 10	(5) 10	(4) 10	(3) 10	(1) 10		
	31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	50	30		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	30		
奥尻町	5 cm以上20 cm未満	(3) 11	(11) 10	(14) 10	(13) 8	(9) 9	奥尻町	5 cm以上10 cm未満	(1) 7	(5) 6	(6) 7	(8) 7	(-) -		
	20 cm以上30 cm以下	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(2) 20	(-) -		10 cm以上30 cm以下	(-) -	(2) 10	(1) 20	(3) 10	(-) -		
	31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	10	60	-		

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降積算基準日適用)

掲載頁	旧					新					摘要																																																																																																												
3-6-16	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	2016-2020年度の データへ更新																																																																																																						
	胆振	むかわ町	5cm以上20cm未満 20cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(1) 7 (-) - (-) - -	(7) 8 (-) - (-) - 10	(8) 10 (-) - (-) - 20	(5) 10 (-) - (-) - 30	(5) 9 (-) - (-) - 20	胆振	むかわ町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(1) 7 (1) 10 (-) - -	(4) 6 (2) 10 (-) - 10	(6) 6 (2) 20 (-) - 20	(6) 6 (2) 10 (-) - 40	(3) 6 (2) 10 (-) - 20		胆振	厚真町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(1) 6 (-) - (-) - -	(3) 7 (2) 20 (-) - 10	(3) 7 (3) 20 (1) 30 20	(3) 6 (2) 10 (-) - 40	(2) 6 (1) 20 (-) - 20	胆振	苫小牧市	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(3) 9 (1) 20 (-) - 10	(4) 9 (1) 30 (-) - 20	(4) 9 (1) 20 (-) - 10	(2) 9 (-) - (-) - 10	胆振	白老町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(5) 7 (-) - (-) - -	(5) 7 (1) 30 (-) - 10	(3) 8 (1) 30 (-) - 10	(2) 10 (-) - (-) - -	胆振	室蘭市	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(4) 11 (-) - (-) - -	(4) 9 (1) 30 (-) - 10	(4) 5 (-) - (-) - 10	(1) 11 (-) - (-) - -	胆振	登別市	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(8) 9 (-) - (-) - 10	(6) 10 (1) 30 (1) 40 30	(6) 10 (1) 30 (-) - 60	(7) 9 (1) 20 (-) - 50	胆振	伊達市	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(6) 10 (-) - (-) - 10	(5) 10 (1) 30 (-) - 20	(5) 8 (-) - (-) - 40	(4) 10 (-) - (-) - 30	胆振	豊浦町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(4) 9 (-) - (-) - -	(9) 7 (1) 20 (1) 40 10	(9) 11 (1) 20 (1) 40 40	(9) 9 (-) - (-) - 60	(6) 8 (-) - (-) - 40	胆振	えりも町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(3) 13 (1) 30 (1) 60 10	(4) 14 (1) 20 (2) 40 40	(4) 10 (2) 30 (-) - 60	(4) 7 (1) 30 (-) - 50	胆振	高 様似町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(6) 11 (1) 20 (-) - 10	(4) 11 (-) - (-) - 30	(4) 10 (2) 20 (-) - 40	(3) 10 (1) 20 (-) - 30	胆振	浦河町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(1) 5 (-) - (-) - -	(9) 8 (-) - (-) - 10	(3) 7 (-) - (-) - 20	(4) 10 (-) - (-) - 20	(2) 12 (-) - (-) - 10	胆振	新ひだか町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(-) - (-) - (-) - -	(7) 9 (-) - (-) - 10	(3) 7 (-) - (-) - 20	(4) 8 (-) - (-) - 10	(2) 10 (-) - (-) - 10	胆振	新冠町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(1) 6 (-) - (-) - -	(6) 8 (-) - (1) 40 10	(5) 10 (-) - (-) - 30	(4) 9 (-) - (-) - 40	(4) 10 (-) - (1) 40 30	胆振	日高町	5cm以上10cm未満 10cm以上30cm以下 31cm以上 着工時除雪(平均積雪深)	(2) 8 (-) - (-) - -	(4) 12 (-) - (1) 40 20	(7) 9 (1) 20 (-) - 40

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降積算基準日適用)

掲載頁	旧						新						摘要				
3-6-17	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	2016-2020年度の データへ更新
留 萌	天塩町	5cm以上20cm未満	(2) 12	(12) 10	(16) 10	(14) 11	(10) 7	天塩町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(8) 7	(8) 7	(7) 6	(4) 6	2016-2020年度の データへ更新		
		20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 20		10cm以上30cm以下	(2) 10	(6) 10	(6) 10	(2) 10	(2) 20			
		31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	70	50		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	40			
	遠別町	5cm以上20cm未満	(5) 10	(12) 11	(15) 10	(11) 11	(9) 8	遠別町	5cm以上10cm未満	(3) 6	(5) 7	(8) 7	(8) 7	(4) 6			
		20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(2) 20	(-) 30	(1) 20		10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(6) 10	(4) 10	(2) 10			
		31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	10	40	70	100	80		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	40	20			
	初山別村	5cm以上20cm未満	(5) 8	(14) 11	(16) 9	(11) 11	(10) 8	初山別村	5cm以上10cm未満	(3) 6	(5) 7	(8) 7	(8) 7	(4) 6			
		20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 30	(-) -	(1) 30		10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(6) 10	(4) 10	(2) 10			
		31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	70	50		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	40	20			
	羽幌町 (焼尻・天 売含む)	5cm以上20cm未満	(4) 10	(9) 10	(11) 10	(8) 10	(5) 6	羽幌町 (焼尻・天 売含む)	5cm以上10cm未満	(1) 7	(8) 7	(6) 6	(5) 6	(1) 6			
		20cm以上30cm以下	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(-) -		10cm以上30cm以下	(2) 10	(4) 20	(5) 10	(3) 10	(1) 10			
		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	10	30	60	80	60		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	40			
苫前町	5cm以上20cm未満	(6) 8	(11) 11	(15) 8	(11) 9	(8) 9	苫前町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(7) 7	(6) 6	(7) 6	(3) 6				
	20cm以上30cm以下	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 20	(6) 20	(3) 20	(2) 20				
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	-	40	80	110	90		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	80	50				
小平町	5cm以上20cm未満	(6) 11	(11) 11	(14) 10	(11) 10	(10) 9	小平町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(5) 6	(6) 7	(6) 7	(3) 7				
	20cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 20	(3) 20	(3) 30	(2) 20		10cm以上30cm以下	(1) 20	(5) 10	(4) 20	(2) 20	(-) -				
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	90	110	110		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	30				
留萌市	5cm以上20cm未満	(5) 10	(11) 11	(12) 10	(12) 12	(9) 9	留萌市	5cm以上10cm未満	(1) 6	(5) 6	(6) 7	(6) 7	(3) 7				
	20cm以上30cm以下	(1) 30	(3) 30	(3) 20	(3) 20	(-) -		10cm以上30cm以下	(1) 20	(5) 10	(4) 20	(2) 20	(-) -				
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	90	120	100		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	30				
増毛町	5cm以上20cm未満	(5) 10	(11) 11	(12) 10	(12) 12	(9) 9	増毛町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(5) 6	(6) 7	(6) 7	(3) 7				
	20cm以上30cm以下	(1) 30	(3) 30	(3) 20	(3) 20	(-) -		10cm以上30cm以下	(1) 20	(5) 10	(4) 20	(2) 20	(-) -				
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	90	120	100		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	30				
宗 谷	稚内市	5cm以上20cm未満	(3) 7	(11) 10	(13) 9	(12) 8	(8) 8	稚内市	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(5) 7	(5) 7	(2) 7			
		20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 30	(1) 20	(2) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(2) 10	(3) 10	(3) 20	(2) 10	(1) 20			
		31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(1) 40		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	70	50		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20			
	豊富町	5cm以上20cm未満	(5) 9	(11) 10	(13) 9	(12) 8	(9) 9	豊富町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7			
		20cm以上30cm以下	(-) -	(3) 20	(1) 20	(2) 20	(1) 20		10cm以上30cm以下	(2) 20	(4) 10	(4) 10	(3) 10	(1) 20			
		31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(1) 50	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	80	60		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	30			
	猿払村	5cm以上20cm未満	(4) 8	(14) 9	(13) 9	(13) 10	(11) 9	猿払村	5cm以上10cm未満	(3) 7	(5) 7	(7) 6	(8) 7	(3) 6			
		20cm以上30cm以下	(1) 30	(3) 20	(1) 30	(1) 20	(1) 20		10cm以上30cm以下	(2) 20	(5) 20	(5) 10	(4) 10	(2) 10			
		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	50	40		着工時除雪(平均積雪深)	10	20	40	40	30			
	浜頓別町	5cm以上20cm未満	(4) 10	(12) 10	(13) 9	(12) 9	(9) 9	浜頓別町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(7) 6	(6) 7	(4) 7			
		20cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 30	(2) 20	(1) 20	(2) 20		10cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(6) 20	(3) 10	(2) 10			
		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -			
		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	50	40		着工時除雪(平均積雪深)	10	50	80	110	90			
枝幸町	5cm以上20cm未満	(4) 10	(12) 10	(13) 9	(12) 9	(9) 9	枝幸町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(6) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7				
	20cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 30	(2) 20	(1) 20	(2) 20		10cm以上30cm以下	(2) 10	(5) 20	(4) 20	(3) 10	(2) 10				
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	90		着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	70	60				
礼文町	5cm以上20cm未満	(3) 9	(9) 10	(9) 9	(9) 9	(6) 10	礼文町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(5) 7	(5) 7	(2) 7				
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20		10cm以上30cm以下	(2) 10	(3) 10	(3) 20	(2) 10	(1) 20				
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	60	80	70		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20				
利尻町	5cm以上20cm未満	(3) 7	(11) 10	(13) 9	(12) 8	(8) 8	利尻町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(5) 7	(5) 7	(2) 7				
	20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 30	(1) 20	(2) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(2) 10	(3) 10	(3) 20	(2) 10	(1) 20				
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(1) 40		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	50	70	50		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20				
利尻富士 町	5cm以上20cm未満	(3) 7	(11) 10	(13) 9	(12) 8	(8) 8	利尻富士 町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(5) 7	(5) 7	(2) 7				
	20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 30	(1) 20	(2) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(2) 10	(3) 10	(3) 20	(2) 10	(1) 20				
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(1) 40		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	50	70	50		着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20				

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降積算基準日適用)

掲載頁	旧							新							摘要			
3-6-18	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	2016-2020年度の データへ更新	
網走	谷	幌延町	5cm以上20cm未満	(6) 10	(12) 9	(16) 10	(11) 9	(9) 8	谷	幌延町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7	2016-2020年度の データへ更新	
			20cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 30	(1) 20	(1) 30	(2) 30			10cm以上30cm以下	(2) 20	(4) 10	(4) 10	(3) 10	(1) 20		
			31cm以上	(1) 40	(1) 40	(2) 40	(1) 40	(1) 50			31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -		
			着工時除雪(平均積雪深)	10	60	110	120	120			着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	20	40	60	30		
	網走	網走市	5cm以上20cm未満	(-) -	(7) 9	(9) 8	(6) 9	(3) 9	網走市	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 6	(4) 6	(3) 7	(2) 6	2016-2020年度の データへ更新		
			20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(-) -	(1) 20	(1) 20		10cm以上30cm以下	(-) -	(3) 10	(2) 20	(1) 20	(1) 20			
			31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(1) 50	(1) 40		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
			着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	50		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	40	30			
		常呂町	5cm以上20cm未満	(-) -	(7) 10	(7) 9	(6) 9	(4) 9	常呂町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 10	(3) 10	(2) 10	(1) 10			2016-2020年度の データへ更新
			20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20		10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(1) 20				
			31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -				
			着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	50		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	40				
斜里町		5cm以上20cm未満	(2) 6	(8) 8	(10) 10	(8) 8	(6) 10	斜里町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(3) 6	(5) 6	(4) 6	(3) 6	2016-2020年度の データへ更新			
		20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 30	(2) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(1) 10	(1) 10	(1) 20				
		31cm以上	(-) -	(1) 50	(1) 40	(1) 40	(1) 40		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -					
		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	90	80		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	20	30	20				
小清水町	5cm以上20cm未満	(-) -	(7) 10	(9) 10	(6) 8	(5) 9	小清水町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(3) 6	(5) 6	(4) 6	(3) 6	2016-2020年度の データへ更新				
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 20		10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(1) 10	(1) 10	(1) 20					
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	70		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	20	30	20					
佐呂間町	5cm以上20cm未満	(1) 8	(8) 10	(6) 10	(7) 9	(6) 8	佐呂間町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 6	(3) 7			2016-2020年度の データへ更新		
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20		10cm以上30cm以下	(1) 10	(3) 20	(3) 20	(2) 10	(2) 20					
	31cm以上	(-) -	(1) 50	(1) 50	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	80	60		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	20	40	60	50					
湧別町	5cm以上20cm未満	(1) 7	(7) 10	(6) 11	(7) 9	(5) 9	湧別町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(5) 7	(5) 7	(4) 7	(2) 7		2016-2020年度の データへ更新			
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(1) 20	(2) 10	(2) 20	(2) 10	(1) 20					
	31cm以上	(-) -	(1) 50	(2) 50	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	60		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	20	40	50	40					
紋別市	5cm以上20cm未満	(3) 8	(8) 10	(7) 10	(6) 8	(4) 9	紋別市	5cm以上10cm未満	(1) 5	(4) 7	(4) 7	(4) 7	(2) 7	2016-2020年度の データへ更新				
	20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20		10cm以上30cm以下	(1) 10	(1) 10	(3) 20	(2) 10	(2) 20					
	31cm以上	(-) -	(1) 50	(2) 50	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	80	70		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	40	30					
興部町	5cm以上20cm未満	(3) 10	(10) 11	(9) 10	(8) 9	(6) 10	興部町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(4) 7	(5) 6	(3) 8	(2) 7			2016-2020年度の データへ更新		
	20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 30	(2) 30	(1) 30	(1) 20		10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20					
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 50	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	80	70		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	40	30					
雄武町	5cm以上20cm未満	(1) 11	(5) 12	(8) 8	(4) 10	(4) 12	雄武町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(4) 7	(5) 6	(3) 8	(2) 7		2016-2020年度の データへ更新			
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20		10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20					
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	50		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	50	30					
十勝	大樹町	5cm以上20cm未満	(1) 5	(7) 9	(10) 8	(10) 6	(5) 10	大樹町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(1) 6	(2) 6	(1) 6	(1) 7			2016-2020年度の データへ更新	
		20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(2) 20	(1) 30		10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(3) 20	(2) 20				
		31cm以上	(-) -	(1) 70	(1) 40	(1) 40	(1) 40		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -					
		着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	60		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	50	30				
浦幌町	5cm以上20cm未満	(-) -	(3) 6	(4) 8	(4) 9	(4) 9	浦幌町	5cm以上10cm未満	(-) -	(-) -	(2) 7	(2) 6	(1) 7	2016-2020年度の データへ更新				
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(-) -		10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 10	(1) 20	(-) -					
	31cm以上	(-) -	(1) 50	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	20	30	10					
豊頃町	5cm以上20cm未満	(-) -	(5) 8	(7) 8	(7) 8	(5) 10	豊頃町	5cm以上10cm未満	(-) -	(-) -	(2) 7	(2) 6	(1) 7		2016-2020年度の データへ更新			
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(2) 20	(-) -		10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 10	(1) 20	(-) -					
	31cm以上	(-) -	(1) 60	(-) -	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -						
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	40		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	20	30	10					
広尾町	5cm以上20cm未満	(-) -	(3) 13	(4) 14	(4) 10	(4) 7	広尾町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 6	(2) 7	(2) 7	(1) 7			2016-2020年度の データへ更新		
	20cm以上30cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 20	(2) 30	(1) 30		10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20					
	31cm以上	(-) -	(1) 60	(2) 40	(-) -	(-) -		31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -					
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	50		着工時除雪(平均積雪深)	(-) -	10	30	50	40					

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧							新							摘要				
3-6-19	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深	2016-2020年度の データへ更新		
	釧 路	釧路市	5 cm以上20 cm未満	(-) -	(4) 7	(1) 13	(2) 12	(4) 7	釧 路	釧路市	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(-) -	(1) 7	(2) 7	(-) -			
			20 cm以上30 cm以下	(-) -	(-) -	(1) 30	(-) -	(-) -				10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(-) -	(-) -	(1) 10	
			31 cm以上	(-) -	(1) 50	(-) -	(-) -	(-) -				31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
				着工時除雪(平均積雪深)	-	10	10	10		10				-	10	10	20	10	
		釧路町	5 cm以上20 cm未満	(-) -	(4) 10	(3) 9	(4) 10	(5) 10			釧路町	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(-) -	(1) 7	(2) 7	(-) -		
			20 cm以上30 cm以下	(-) -	(-) -	(1) 20	(1) 20	(-) -				10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(-) -	(-) -	(1) 10	
			31 cm以上	(-) -	(1) 50	(1) 40	(-) -	(-) -				31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
				着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	30		20				-	10	10	20	10	
		白糠町	5 cm以上20 cm未満	(-) -	(2) 11	(5) 10	(4) 10	(8) 7			白糠町	5 cm以上10 cm未満	(1) 6	(1) 7	(2) 6	(2) 6	(1) 6		
			20 cm以上30 cm以下	(-) -	(-) -	(1) 30	(1) 20	(1) 20				10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(1) 10	(1) 20		
			31 cm以上	(-) -	(1) 50	(-) -	(-) -	(-) -				31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	
				着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30		20				-	10	20	30	20	
	厚岸町	5 cm以上20 cm未満	(1) 5	(4) 14	(5) 6	(4) 9	(4) 14		厚岸町	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(2) 7	(2) 7	(2) 6	(2) 6				
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(1) 30			10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(1) 10	(1) 20				
		31 cm以上	(-) -	(1) 50	(1) 60	(-) -	(-) -			31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
			着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30				-	10	30	40	30			
	浜中町	5 cm以上20 cm未満	(-) -	(5) 11	(6) 8	(4) 9	(5) 12		浜中町	5 cm以上10 cm未満	(1) 5	(1) 7	(3) 7	(2) 6	(2) 7				
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20			10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 10	(1) 10	(1) 20				
		31 cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -			31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
			着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30				-	10	20	40	20			
	根室市	5 cm以上20 cm未満	(-) -	(5) 10	(5) 9	(4) 9	(6) 10		根室市	5 cm以上10 cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(1) 7	(2) 7				
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 20	(-) -			10 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 10	(2) 10	(2) 20				
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
			着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20				-	10	30	40	10			
	別海町	5 cm以上20 cm未満	(-) -	(6) 9	(9) 8	(4) 8	(6) 11		別海町	5 cm以上10 cm未満	(1) 7	(1) 7	(3) 6	(3) 8	(1) 5				
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30			10 cm以上30 cm以下	(-) -	(2) 20	(2) 20	(1) 20	(2) 20				
		31 cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -			31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
			着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	40				-	20	30	50	40			
	標津町	5 cm以上20 cm未満	(1) 5	(7) 9	(9) 9	(7) 8	(7) 10		標津町	5 cm以上10 cm未満	(1) 6	(2) 8	(3) 6	(1) 7	(1) 8				
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30			10 cm以上30 cm以下	(-) -	(2) 20	(2) 20	(2) 10	(2) 20				
		31 cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -			31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
			着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	60				-	10	30	40	40			
	羅臼町	5 cm以上20 cm未満	(2) 9	(13) 9	(9) 10	(8) 9	(8) 9		羅臼町	5 cm以上10 cm未満	(2) 6	(7) 7	(8) 7	(4) 7	(3) 7				
		20 cm以上30 cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(1) 30	(1) 30			10 cm以上30 cm以下	(1) 20	(4) 10	(4) 10	(3) 20	(2) 20				
		31 cm以上	(-) -	(1) 60	(1) 60	(1) 40	(-) -			31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -			
			着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	60				-	20	40	50	40			

支庁	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
留萌	留萌市	5 cm以上20 cm未満	(5) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		20 cm以上30 cm以下	(1) 30	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		着工時除雪(平均積雪深)	10	-	-	-	-

11月の降雪回数を表す。5回
平均降雪深を表す。10 cm
11月に平均降雪深10 cmの雪が5回降ることを表す
平均積雪深を表す。10 cm

振興局	市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
留萌	留萌市	5 cm以上10 cm未満	(5) 6	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		10 cm以上30 cm以下	(5) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		31 cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
		着工時除雪(平均積雪深)	20	-	-	-	-

12月の降雪回数を表す。5回
平均降雪深を表す。6 cm
12月に平均降雪深6 cmの雪が5回降ることを表す
平均積雪深を表す。20 cm

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	旧	新	摘 要
第3章 第7節目次	7節 仮 設 工 1 総則 ----- 3-7-1 1-1 積算における留意点 ----- 3-7-1 1-2 仮設材賃料の積算 ----- 3-7-1 1-3 積算フロー ----- 3-7-1 1-4 数量計算等 ----- 3-7-2 2 仮設鋼矢板工 ----- 3-7-2 2-1 仮設鋼矢板・H形鋼杭 ----- 3-7-3 参考資料-1 敷鉄板 ----- 3-7-6	7節 仮 設 工 1 総則 ----- 3-7-1 1-1 積算における留意点 ----- 3-7-1 1-2 仮設材賃料の積算 ----- 3-7-1 1-3 積算フロー ----- 3-7-1 1-4 数量計算等 ----- 3-7-2 2 仮設鋼矢板工 ----- 3-7-2 2-1 仮設鋼矢板・H形鋼杭 ----- 3-7-3 3 <u>安全対策</u> ----- <u>3-7-6</u> 3-1 <u>交通誘導警備員</u> ----- <u>3-7-6</u> 付属資料-1 <u>交通誘導員の配置について</u> ----- <u>3-7-8</u> 参考資料-1 敷鉄板 ----- <u>3-7-8</u>	項目の追加

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
<p>3-7-1</p>	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 7節 仮設工 1 総則 1-1 適用範囲 漁場関係構造物の仮設に係わる工事に適用する。 1-2 積算ツリー</p> <p>注) : 本節で取扱う施工歩掛 : 暫定的に定められた施工歩掛等 : 施工条件を勘案し別途積算する施工歩掛（未制定歩掛）</p>	<p>第3章 直接工事費の施工歩掛 7節 仮設工 1 総則 1-1 適用範囲 漁場関係構造物の仮設に係わる工事に適用する。 1-2 積算ツリー</p> <p>注) : 本節で取扱う施工歩掛 : 暫定的に定められた施工歩掛等 : 施工条件を勘案し別途積算する施工歩掛（未制定歩掛）</p>	<p>交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上するため、項目の追加</p>

掲載頁	旧	新	摘要																																										
3-7-6		<p>3 安全対策 3-1 交通誘導警備員 安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。 なお、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1501 453 2644 541"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th colspan="2">代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安 全 対 策</td> <td>交通誘導警備員</td> <td>交通誘導整理</td> <td>交通誘導整理 1式当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1-1 代価表作成手順</p> <pre> ・条件明示 ・現場条件 → 1日当りの労務員数の算出 → ①1日当りの労務員数 ↓ ・現場条件 → 所要日数の算出 → ②所要日数 ↓ ①1日当りの労務員数 ②所要日数 → 代 価 表 の 作 成 → ・交通整理誘導整理 1式当り代価表 </pre> <p>3-1-2 施工歩掛 1) 代価表 (1) 交通誘導整理 1式当り</p> <table border="1" data-bbox="1546 1003 2531 1146"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形状寸法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員A</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。 なお、交通誘導警備員Aは、警備業法第18条により必要な場合計上する。</p> <p>(2) 交通誘導警備員の区分</p> <table border="1" data-bbox="1611 1255 2490 1430"> <thead> <tr> <th>現 場 条 件</th> <th>計 算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間勤務(8:00~17:00)実働8時間(交替要員なし)</td> <td>A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>昼間勤務(8:00~17:00)実働8時間(交替要員あり)</td> <td>(A×1.2) × 必要日数 × N</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1、A：交通誘導警備員単価、N：配置人員 2、日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3、交通誘導警備員は現場条件に応じて、必要日数、必要人数を計上する。 4、「交替要員あり」は、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5、交通誘導警備員の割増率は単価表にて行い、施工数量は交替要員を除いた数量(必要日数×N)とする。 6、作業時間帯が異なる場合は、別途積算するものとする。</p> <p>交通誘導警備員1人日当り単価表 (実働〇時間当り)</p> <table border="1" data-bbox="1611 1656 2490 1801"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員</td> <td></td> <td>人日</td> <td>交替要員なしの場合 1 交替要員ありの場合 1.2</td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表		安 全 対 策	交通誘導警備員	交通誘導整理	交通誘導整理 1式当り	名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	交通誘導警備員A		人			交通誘導警備員B		〃			雑 材 料					現 場 条 件	計 算 式	昼間勤務(8:00~17:00)実働8時間(交替要員なし)	A × 必要日数 × N	昼間勤務(8:00~17:00)実働8時間(交替要員あり)	(A×1.2) × 必要日数 × N	名 称	規 格	単 位	数 量	交通誘導警備員		人日	交替要員なしの場合 1 交替要員ありの場合 1.2	交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																																											
安 全 対 策	交通誘導警備員	交通誘導整理	交通誘導整理 1式当り																																										
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																									
交通誘導警備員A		人																																											
交通誘導警備員B		〃																																											
雑 材 料																																													
現 場 条 件	計 算 式																																												
昼間勤務(8:00~17:00)実働8時間(交替要員なし)	A × 必要日数 × N																																												
昼間勤務(8:00~17:00)実働8時間(交替要員あり)	(A×1.2) × 必要日数 × N																																												
名 称	規 格	単 位	数 量																																										
交通誘導警備員		人日	交替要員なしの場合 1 交替要員ありの場合 1.2																																										

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
3-7-7		<p>付属資料-1</p> <p style="text-align: center;">交通誘導警備員の配置について</p> <p>このことについて、次のとおり取り扱うこととしたので通知する。 なお、「交通誘導警備員に係る積算及び条件明示の取り扱いについて」は、廃止する。</p> <p>1 対象工事及び配置方法</p> <p>(1) 車両及び歩行者等の通行を規制（片側交互通行、一時通行止め、徐行等）を行う工事</p> <p>ア 単路部は、原則工事区間の前後に各1名配置する。</p> <p>イ 工事区間が短い単路部で、短時間の維持修繕工事などの場合は1名とすることができる。</p> <p>ウ 単路部において、工事区間が長い場合や視距が確保できない場合は、必要人数を増員することができる。</p> <p>エ 工事区間に交差道路がある場合は、交差道路ごとに1名配置する。</p> <p>オ 歩行者の誘導を必要とする場合は必要人数を配置する。</p> <p>カ 単路部の多車線道路で中央線を変更せずに、車線規制を行う場合は、規制する箇所に1名とする。</p> <p>(2) 土砂の運搬等で、工事現場や工事用道路から交通量のある一般道路へ出入りする工事。 出入りに1名配置することができる。</p> <p>(3) ブロック運搬等で、工事現場及び工事用道路から交通量のある一般道路へ出入りする工事。</p> <p>ア ブロック製作現場から片側一車線道路への出入りの場合は、必要に応じて前後（両側）に1名ずつ配置することができる。</p> <p>イ その他の出入り口は、1名配置することができる。</p> <p>ウ 積出港への進入道路から信号が無い片側一車線の一般道（幹線）へ出入りする交差道路に1名配置することができる。</p> <p>(4) 所轄警察署等、関係機関との協議により交通誘導警備員の配置が必要な工事。 協議事項により、必要人数を配置する。</p> <p>2 交通誘導警備員数量の取扱い</p> <p>(1) 交通誘導警備員数量を概数として扱う場合。</p> <p>ア 工種ごとの作業量から全体の交通誘導警備員数を算出する場合。 当初設計の積上げ計上以外で、関係機関との協議や、請負人との着手時の協議により、配置方法の変更、員数の増減が必要と判断された場合は、設計変更で対応する。</p> <p>イ 主工種の作業量から交通誘導警備員数を算出する場合。 主工種のみ交通誘導警備員数を概数として積上げ計上し、その他の工種の交通誘導員数は、着手時の協議事項とし設計変更で対応する。</p> <p>数量の確定については、請負者より提出された工程管理（ネットワーク等）を工事監督員が確認し、工事着手前に協議を行い、その他工種を含む交通誘導警備員数を確定すること。</p> <p>(2) 交通誘導警備員の配置方法や期間等については、特記仕様書にて施工条件明示を行うこと。</p> <p>(3) 市街地及び北海道公安委員会及び函館・旭川・釧路・北見各方面公安委員会告示による認定路線については、「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について」（平成19年5月29日付け水林総532号、最終改定 <u>令和2年11月18日付け水林総務970号</u>）により検定合格警備員の配置を行うこと。</p>	<p>交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上するため、付属資料を間接工事費の施工歩掛より移動</p> <p>語句の修正</p>

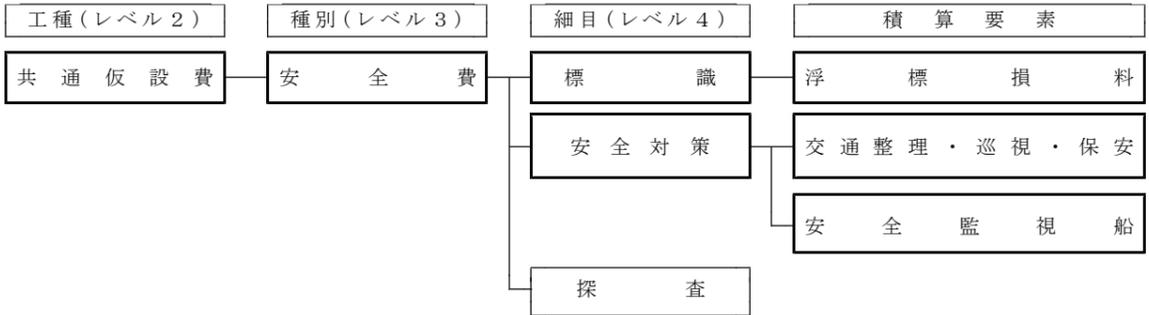
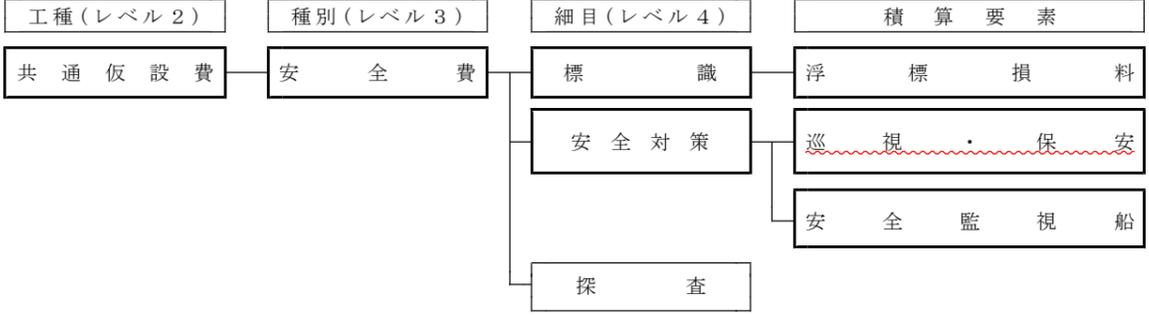
水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																																																																																																																																								
4-1-10	<p>第4章 市場単価 補足資料-1 市場単価 4. 汚濁防止膜工</p> <p>汚濁防止膜設置 120m当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>(油)25t吊</td> <td>日</td> <td>0.5</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クレーン付台船 運転</td> <td>35~40t吊</td> <td>〃</td> <td>0.7</td> <td>運6H/就8H</td> </tr> <tr> <td>引 船 〃</td> <td>鋼D 300PS型</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>潜水士船 〃</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>〃</td> <td>0.8</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>8.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)アンカーブロック製作は、別途計上する。</p> <p>汚濁防止膜撤去 120m当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>(油)25t吊</td> <td>日</td> <td>0.5</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クレーン付台船 運転</td> <td>35~40t吊</td> <td>〃</td> <td>0.7</td> <td>運6H/就8H</td> </tr> <tr> <td>引 船 〃</td> <td>鋼D 300PS型</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>潜水士船 〃</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>〃</td> <td>0.8</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>6.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>汚濁防止膜移設 120m当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン付台船 運転</td> <td>35~40t吊</td> <td>日</td> <td>0.7</td> <td>運6H/就8H</td> </tr> <tr> <td>引 船 〃</td> <td>鋼D 300PS型</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>潜水士船 〃</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>〃</td> <td>0.8</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>5.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間	クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H	引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃	潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H	普通作業員		人	8.6		雑 材 料					名称	形状寸法	単位	数量	摘要	ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間	クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H	引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃	潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H	普通作業員		人	6.3		雑 材 料					名称	形状寸法	単位	数量	摘要	クレーン付台船 運転	35~40t吊	日	0.7	運6H/就8H	引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃	潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H	普通作業員		人	5.6		雑 材 料					<p>第4章 市場単価 補足資料-1 市場単価 4. 汚濁防止膜工</p> <p>汚濁防止膜設置 120m当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>(油)25t吊</td> <td>日</td> <td>0.5</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クレーン付台船 運転</td> <td>35~40t吊</td> <td>〃</td> <td>0.7</td> <td>運6H/就8H</td> </tr> <tr> <td>引 船 〃</td> <td>鋼D 300PS型</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>潜水士船 〃</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>〃</td> <td>0.8</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>8.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1.アンカーブロック製作は、別途計上する。 2.アンカーブロック設置等の費用を含む。</p> <p>汚濁防止膜撤去 120m当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>(油)25t吊</td> <td>日</td> <td>0.5</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クレーン付台船 運転</td> <td>35~40t吊</td> <td>〃</td> <td>0.7</td> <td>運6H/就8H</td> </tr> <tr> <td>引 船 〃</td> <td>鋼D 300PS型</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>潜水士船 〃</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>〃</td> <td>0.8</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>6.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) アンカーブロック設置等の費用を含む。</p> <p>汚濁防止膜移設 120m当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン付台船 運転</td> <td>35~40t吊</td> <td>日</td> <td>0.7</td> <td>運6H/就8H</td> </tr> <tr> <td>引 船 〃</td> <td>鋼D 300PS型</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>潜水士船 〃</td> <td>D180PS型 3~5t吊</td> <td>〃</td> <td>0.8</td> <td>就業8H</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>5.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) アンカーブロック設置等の費用を含む。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間	クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H	引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃	潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H	普通作業員		人	8.6		雑 材 料					名称	形状寸法	単位	数量	摘要	ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間	クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H	引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃	潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H	普通作業員		人	6.3		雑 材 料					名称	形状寸法	単位	数量	摘要	クレーン付台船 運転	35~40t吊	日	0.7	運6H/就8H	引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃	潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H	普通作業員		人	5.6		雑 材 料					条件明示を追記
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																							
ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間																																																																																																																																																																																																							
クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H																																																																																																																																																																																																							
引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃																																																																																																																																																																																																							
潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H																																																																																																																																																																																																							
普通作業員		人	8.6																																																																																																																																																																																																								
雑 材 料																																																																																																																																																																																																											
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																							
ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間																																																																																																																																																																																																							
クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H																																																																																																																																																																																																							
引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃																																																																																																																																																																																																							
潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H																																																																																																																																																																																																							
普通作業員		人	6.3																																																																																																																																																																																																								
雑 材 料																																																																																																																																																																																																											
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																							
クレーン付台船 運転	35~40t吊	日	0.7	運6H/就8H																																																																																																																																																																																																							
引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃																																																																																																																																																																																																							
潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H																																																																																																																																																																																																							
普通作業員		人	5.6																																																																																																																																																																																																								
雑 材 料																																																																																																																																																																																																											
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																							
ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間																																																																																																																																																																																																							
クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H																																																																																																																																																																																																							
引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃																																																																																																																																																																																																							
潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H																																																																																																																																																																																																							
普通作業員		人	8.6																																																																																																																																																																																																								
雑 材 料																																																																																																																																																																																																											
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																							
ラフテレンクレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間																																																																																																																																																																																																							
クレーン付台船 運転	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H																																																																																																																																																																																																							
引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃																																																																																																																																																																																																							
潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H																																																																																																																																																																																																							
普通作業員		人	6.3																																																																																																																																																																																																								
雑 材 料																																																																																																																																																																																																											
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																							
クレーン付台船 運転	35~40t吊	日	0.7	運6H/就8H																																																																																																																																																																																																							
引 船 〃	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃																																																																																																																																																																																																							
潜水士船 〃	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H																																																																																																																																																																																																							
普通作業員		人	5.6																																																																																																																																																																																																								
雑 材 料																																																																																																																																																																																																											
4-1-11																																																																																																																																																																																																											

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																								
5-1-2	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 1 総則</p> <p>1-3-4 えい航</p> <table border="1" data-bbox="296 432 1436 789"> <thead> <tr> <th>構成要素</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えい航費</td> <td>○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。</td> </tr> <tr> <td>運転費 燃料費 労務費 損料 えい航用引船の損料 被えい航船舶等の損料</td> <td>○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。 ・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 原則として往復の費用を計上するが、次の場合は往路の費用のみ計上する。 ①当該工事現場付近で使用の見込みがある場合 ②当該工事現場を次期工事のため基地として利用する場合 2. 自航船舶が自力で航行する場合は計上しない。</p>	構成要素	説明	えい航費	○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。	運転費 燃料費 労務費 損料 えい航用引船の損料 被えい航船舶等の損料	○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。 ・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 1 総則</p> <p>1-3-4 えい航</p> <table border="1" data-bbox="1504 432 2644 789"> <thead> <tr> <th>構成要素</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えい航費</td> <td>○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。</td> </tr> <tr> <td>運転費 燃料費 労務費 損料 えい航用引船の損料 被えい航船舶等の損料</td> <td>○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。 ・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 原則として往復の費用を計上するが、次の場合は往路の費用のみ計上する。 ①当該工事現場付近で使用の見込みがある場合 ②当該工事現場を次期工事のため基地として利用する場合 2. <u>自航付属作業船舶</u>が自力で航行する場合は計上しない。</p>	構成要素	説明	えい航費	○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。	運転費 燃料費 労務費 損料 えい航用引船の損料 被えい航船舶等の損料	○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。 ・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。	自航船舶に係る注意書きを修正												
構成要素	説明																										
えい航費	○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。																										
運転費 燃料費 労務費 損料 えい航用引船の損料 被えい航船舶等の損料	○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。 ・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。																										
構成要素	説明																										
えい航費	○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。																										
運転費 燃料費 労務費 損料 えい航用引船の損料 被えい航船舶等の損料	○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。 ・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。																										
	<p>2節 運搬費 2 建設機械器具等運搬費</p> <p>2-4-2 施工歩掛 3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>表3.1 運賃割増率</p> <table border="1" data-bbox="353 1304 1362 1482"> <thead> <tr> <th>冬期割増 (C3)</th> <th>地域</th> <th>期間</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>北海道</td> <td>自 11月16日 至 4月15日</td> <td>2割増</td> </tr> <tr> <td>深夜割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。 2. 特大品割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。</p>	冬期割増 (C3)	地域	期間	割増率		北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増	深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	<p>2節 運搬費 2 建設機械器具等運搬費</p> <p>2-4-2 施工歩掛 3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>表3.1 運賃割増率</p> <table border="1" data-bbox="1561 1304 2570 1482"> <thead> <tr> <th>冬期割増 (C3)</th> <th>地域</th> <th>期間</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>北海道</td> <td>自 11月16日 至 4月15日</td> <td>2割増</td> </tr> <tr> <td>深夜割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td><u>2割増</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。 2. 特大品割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。</p>	冬期割増 (C3)	地域	期間	割増率		北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増	深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		<u>2割増</u>	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示による改定
冬期割増 (C3)	地域	期間	割増率																								
	北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増																								
深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																								
冬期割増 (C3)	地域	期間	割増率																								
	北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増																								
深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		<u>2割増</u>																								

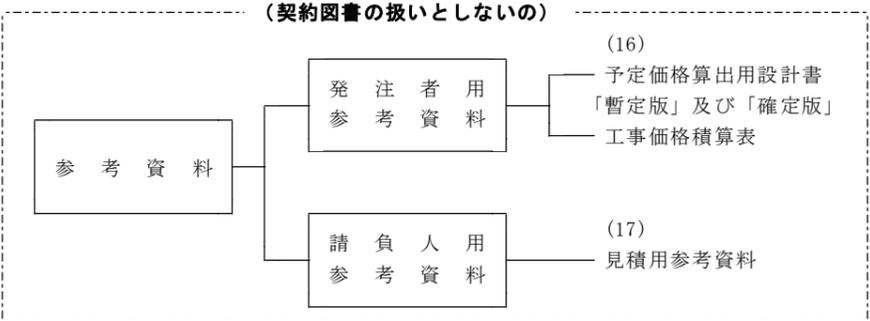
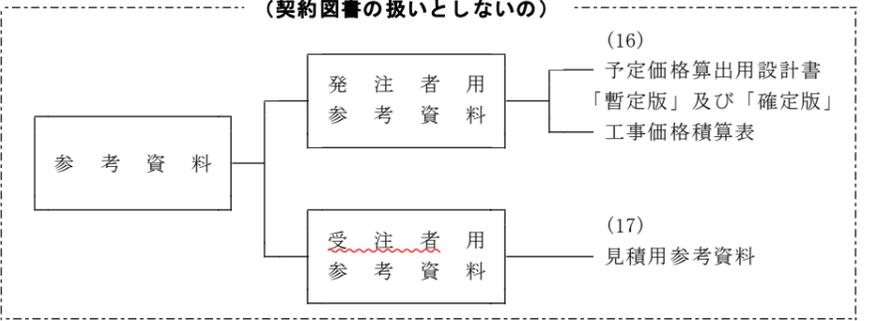
水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
第5章 5節 目次	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>5節 安全費</p> <p>1 総則 ----- 5-5-1</p> <p>1-1 適用範囲 ----- 5-5-1</p> <p>1-2 積算ツリー ----- 5-5-1</p> <p>1-3 積算フロー ----- 5-5-1</p> <p>2 標識 ----- 5-5-1</p> <p>2-1 施工フロー ----- 5-5-2</p> <p>2-2 灯浮標設置撤去 ----- 5-5-2</p> <p>2-3 灯浮標・標識灯維持管理 ----- 5-5-2</p> <p>3 安全対策 ----- 5-5-3</p> <p>3-1 交通整理・巡視・保安 ----- 5-5-3</p> <p>3-2 安全監視船 ----- 5-5-4</p> <p>附属資料-1 交通誘導員の配置について ----- 5-5-5</p> <p>参考資料-1 ホスピタルロックについて ----- 5-5-6</p>	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>5節 安全費</p> <p>1 総則 ----- 5-5-1</p> <p>1-1 適用範囲 ----- 5-5-1</p> <p>1-2 積算ツリー ----- 5-5-1</p> <p>1-3 積算フロー ----- 5-5-1</p> <p>2 標識 ----- 5-5-1</p> <p>2-1 施工フロー ----- 5-5-2</p> <p>2-2 灯浮標設置撤去 ----- 5-5-2</p> <p>2-3 灯浮標・標識灯維持管理 ----- 5-5-2</p> <p>3 安全対策 ----- 5-5-3</p> <p>3-1 巡視・保安 ----- 5-5-3</p> <p>3-2 安全監視船 ----- 5-5-4</p> <p>~~~~~</p> <p>参考資料-1 ホスピタルロックについて ----- 5-5-5</p>	項目の修正、削除
	<p>5節 安全費</p> <p>1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p>  <p>注) : 本節で取扱う水産基盤整備（漁場）歩掛</p>	<p>5節 安全費</p> <p>1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p>  <p>注) : 本節で取扱う水産基盤整備（漁場）歩掛</p>	交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上するため修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																												
5-5-3	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 5節 安全費</p> <p>3. 安全対策 安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="296 468 1433 611"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th colspan="2">代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安 全 費</td> <td rowspan="2">安 全 対 策</td> <td>交通整理・巡視・保安</td> <td>交通整理・巡視・保安 1式当り</td> </tr> <tr> <td>安 全 監 視 船</td> <td>安全監視船 1式当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1 交通整理・巡視・保安 3-1-1 代価表作成手順</p> <pre> graph TD A[条件明示 ・現場条件] --> B[1日当りの労務員数の算出] B --> C[①1日当りの労務員数] D[現場条件] --> E[所要日数の算出] E --> F[③所要日数] G[①1日当りの労務員数] --> H[代価表の作成] H --> I[交通整理・巡視・保安 1式当り代価表] B --> E C --> F </pre> <p>3-1-2 施工歩掛 1) 代価表 (1) 交通整理・巡視・保安 1式当り</p> <table border="1" data-bbox="335 1119 1323 1278"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形状寸法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員A</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。 なお、交通誘導警備員Aは、警備業法第18条により必要な場合計上する。</p>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表		安 全 費	安 全 対 策	交通整理・巡視・保安	交通整理・巡視・保安 1式当り	安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り	名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	交通誘導警備員A		人			交通誘導警備員B		〃			雑 材 料					<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 5節 安全費</p> <p>3. 安全対策 安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1507 468 2644 611"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th colspan="2">代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安 全 費</td> <td rowspan="2">安 全 対 策</td> <td><u>巡視・保安</u></td> <td><u>巡視・保安</u> 1式当り</td> </tr> <tr> <td>安 全 監 視 船</td> <td>安全監視船 1式当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1 <u>巡視・保安</u> 3-1-1 代価表作成手順</p> <pre> graph TD A[条件明示 ・現場条件] --> B[1日当りの労務員数の算出] B --> C[①1日当りの労務員数] D[現場条件] --> E[所要日数の算出] E --> F[③所要日数] G[①1日当りの労務員数] --> H[代価表の作成] H --> I[巡視・保安 1式当り代価表] B --> E C --> F </pre> <p>3-1-2 施工歩掛 1) 代価表 (1) <u>巡視・保安</u> 1式当り</p> <table border="1" data-bbox="1546 1119 2534 1278"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形状寸法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>~~~~~</u></td> <td></td> <td><u>~~~~</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。 <u>~~~~~</u></p>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表		安 全 費	安 全 対 策	<u>巡視・保安</u>	<u>巡視・保安</u> 1式当り	安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り	名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	<u>~~~~~</u>		<u>~~~~</u>			交通誘導警備員B		人			雑 材 料					<p>交通誘導を伴う交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上するため修正</p>
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																																																													
安 全 費	安 全 対 策	交通整理・巡視・保安	交通整理・巡視・保安 1式当り																																																												
		安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り																																																												
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																																											
交通誘導警備員A		人																																																													
交通誘導警備員B		〃																																																													
雑 材 料																																																															
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																																																													
安 全 費	安 全 対 策	<u>巡視・保安</u>	<u>巡視・保安</u> 1式当り																																																												
		安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り																																																												
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																																											
<u>~~~~~</u>		<u>~~~~</u>																																																													
交通誘導警備員B		人																																																													
雑 材 料																																																															

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要						
他-1-2	<p>その他 設計図書作成要領 2 用語の定義 2-1 契約図書の構成</p>  <p>※ 括弧書きの数字は、「2-2 契約関係用語の定義」の番号を示す。</p>	<p>その他 設計図書作成要領 2 用語の定義 2-1 契約図書の構成</p>  <p>※ 括弧書きの数字は、「2-2 契約関係用語の定義」の番号を示す。</p>	語句の修正						
他-1-3	<p>2 用語の定義 2-2 契約関係用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="296 940 1418 1228"> <tr> <td data-bbox="296 940 468 1228">3</td> <td data-bbox="468 940 1047 1228"> <p>設計図書 仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 【設計図書は、契約図書の一部】</p> </td> <td data-bbox="1047 940 1418 1228"> <p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、請負人は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p> </td> </tr> </table>	3	<p>設計図書 仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、請負人は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>	<p>2 用語の定義 2-2 契約関係用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1504 940 2626 1228"> <tr> <td data-bbox="1504 940 1676 1228">3</td> <td data-bbox="1676 940 2255 1228"> <p>設計図書 仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 【設計図書は、契約図書の一部】</p> </td> <td data-bbox="2255 940 2626 1228"> <p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、<u>受注者</u>は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p> </td> </tr> </table>	3	<p>設計図書 仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、<u>受注者</u>は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>	
3	<p>設計図書 仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、請負人は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>							
3	<p>設計図書 仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、<u>受注者</u>は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>							
他-1-4	<table border="1" data-bbox="296 1350 1418 1690"> <tr> <td data-bbox="296 1350 468 1690">9</td> <td data-bbox="468 1350 1047 1690"> <p>設計図 工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 【設計図は、設計図書の一部】</p> </td> <td data-bbox="1047 1350 1418 1690"> <p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや請負人の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p> </td> </tr> </table>	9	<p>設計図 工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや請負人の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p>	<table border="1" data-bbox="1504 1350 2626 1690"> <tr> <td data-bbox="1504 1350 1676 1690">9</td> <td data-bbox="1676 1350 2255 1690"> <p>設計図 工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 【設計図は、設計図書の一部】</p> </td> <td data-bbox="2255 1350 2626 1690"> <p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや<u>受注者</u>の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p> </td> </tr> </table>	9	<p>設計図 工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや<u>受注者</u>の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p>	
9	<p>設計図 工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや請負人の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p>							
9	<p>設計図 工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示するうえで必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや<u>受注者</u>の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p>							

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要						
他-1-6	<p>2 用語の定義 2-2 契約関係用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="296 384 1412 695"> <tr> <td data-bbox="296 384 468 695">16 予定価格算出用設計書</td> <td data-bbox="468 384 1050 695"> <p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。 【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p> </td> <td data-bbox="1050 384 1412 695"> <p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	16 予定価格算出用設計書	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。 【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p>	<p>2 用語の定義 2-2 契約関係用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1504 384 2620 695"> <tr> <td data-bbox="1504 384 1676 695">16 予定価格算出用設計書</td> <td data-bbox="1676 384 2258 695"> <p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、<u>受注者</u>と協議する根拠となるものである。 【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p> </td> <td data-bbox="2258 384 2620 695"> <p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	16 予定価格算出用設計書	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、<u>受注者</u>と協議する根拠となるものである。 【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p>	語句の修正
16 予定価格算出用設計書	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。 【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p>							
16 予定価格算出用設計書	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、<u>受注者</u>と協議する根拠となるものである。 【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p>							
他-1-7	<p>3 当初設計図書等の作成 3-1 当初設計図書</p> <p>(1) 設計図書（特記仕様書・位置図・工事数量総括表）</p> <p>2) 特記仕様書</p> <p>ロ 施工条件の明示事項</p> <p>② 用地関係</p> <p>(d) 請負人に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</p>	<p>3 当初設計図書等の作成 3-1 当初設計図書</p> <p>(1) 設計図書（特記仕様書・位置図・工事数量総括表）</p> <p>2) 特記仕様書</p> <p>ロ 施工条件の明示事項</p> <p>② 用地関係</p> <p>(d) <u>受注者</u>に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</p>							
他-1-11	<p>(2) 設計図</p> <p>1) 図面の種類</p> <p>へ 承認図</p> <p>請負人が工事施工のため作成し、工事監督員の承諾を得る図面である。 なお、護岸工の布設展開図や電気工事の配線系統図等もこれに含まれる。</p>	<p>(2) 設計図</p> <p>1) 図面の種類</p> <p>へ 承認図</p> <p><u>受注者</u>が工事施工のため作成し、工事監督員の承諾を得る図面である。 なお、護岸工の布設展開図や電気工事の配線系統図等もこれに含まれる。</p>							
他-1-14	<p>3-2 当初参考資料</p> <p>(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）（A 金入り）</p> <p>1) 表紙</p> <p>ロ 予定価格算出設計書には、設計積算を所管する課長（水産振興課長）が押印することを原則とする。</p>	<p>3-2 当初参考資料</p> <p>(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）（A 金入り）</p> <p>1) 表紙</p> <p>ロ 予定価格算出設計書には、設計積算を所管する課長（<u>漁場事業担当課長</u>）が押印することを原則とする。</p>							
他-1-24	<p>4 変更設計図書等の作成 4-4 積算上の留意点</p> <p>(3) 現場環境改善費の取扱いについて</p> <p>1) 率で計上するもの</p> <p>イ 現場環境改善の内容（請負人が選択した項目及び請負人が増やした項目数量）に伴う設計変更は行わない。</p>	<p>4 変更設計図書等の作成 4-4 積算上の留意点</p> <p>(3) 現場環境改善費の取扱いについて</p> <p>1) 率で計上するもの</p> <p>イ 現場環境改善の内容（<u>受注者</u>が選択した項目及び<u>受注者</u>が増やした項目数量）に伴う設計変更は行わない。</p>							

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																		
他-1-26	<p>5 設計変更の契約条項の説明 5-1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条） 本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における請負人の通知義務と発注者及び請負人のとるべき措置について規定したものである。</p> <table border="1" data-bbox="338 478 1412 850"> <thead> <tr> <th>条件変更の理由</th> <th>解 説</th> <th>適用条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)</td> <td>設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。</td> <td>第17条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</td> <td>設計図書に誤り又は脱漏があることとは、請負人として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。</td> <td>第17条第1項第2号</td> </tr> </tbody> </table>	条件変更の理由	解 説	適用条項	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条第1項第1号	(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、請負人として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条第1項第2号	<p>5 設計変更の契約条項の説明 5-1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条） 本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における<u>受注者</u>の通知義務と発注者及び<u>受注者</u>のとるべき措置について規定したものである。</p> <table border="1" data-bbox="1546 478 2620 850"> <thead> <tr> <th>条件変更の理由</th> <th>解 説</th> <th>適用条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)</td> <td>設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。</td> <td>第17条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</td> <td>設計図書に誤り又は脱漏があることとは、<u>受注者</u>として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。</td> <td>第17条第1項第2号</td> </tr> </tbody> </table>	条件変更の理由	解 説	適用条項	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条第1項第1号	(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、 <u>受注者</u> として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条第1項第2号	語句の修正
条件変更の理由	解 説	適用条項																			
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条第1項第1号																			
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、請負人として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条第1項第2号																			
条件変更の理由	解 説	適用条項																			
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条第1項第1号																			
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、 <u>受注者</u> として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条第1項第2号																			
他-1-27	<p>5-3 工事の中止（契約書第19条） 請負人の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合には、請負人が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を請負人に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。</p>	<p>5-3 工事の中止（契約書第19条） <u>受注者</u>の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合には、<u>受注者</u>が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を<u>受注者</u>に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。</p>																			
他-1-30	<p>7 設計変更の取扱い 7-1 契約書第17条 (3) 設計変更処理については、次のとおりとする。 3) 請負人への通知について 設計図書を変更する場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず請負人に通知することとし、設計変更協議を行う。</p> <p>7-2 契約書第18条 (1) 契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。 2) 施工条件明示 当初設計図書の特記仕様書にて必要な施工条件を明示するとともに、請負人と適切な施工協議を行う必要がある。</p>	<p>7 設計変更の取扱い 7-1 契約書第17条 (3) 設計変更処理については、次のとおりとする。 3) <u>受注者</u>への通知について 設計図書を変更する場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず<u>受注者</u>に通知することとし、設計変更協議を行う。</p> <p>7-2 契約書第18条 (1) 契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。 2) 施工条件明示 当初設計図書の特記仕様書にて必要な施工条件を明示するとともに、<u>受注者</u>と適切な施工協議を行う必要がある。</p>																			
他-1-31	<p>7-4 概数の確定による設計変更 (1) 数量確定について 2) 工事監督員は、概数等に係る工事の施工に当たっては、請負人の作成した施工図等を速やかに十分照査・検討すること。 なお、協議結果は工事施工協議簿に明記し、請負人にその写し等で指示する。</p> <p>(3) 数量の確定処理について 確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示したうえで、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。 また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、請負人に通知し、承諾書を徴すること。</p>	<p>7-4 概数の確定による設計変更 (1) 数量確定について 2) 工事監督員は、概数等に係る工事の施工に当たっては、<u>受注者</u>の作成した施工図等を速やかに十分照査・検討すること。 なお、協議結果は工事施工協議簿に明記し、<u>受注者</u>にその写し等で指示する。</p> <p>(3) 数量の確定処理について 確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示したうえで、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。 また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、<u>受注者</u>に通知し、承諾書を徴すること。</p>																			

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-32	<p>7 設計変更の取扱い 7-5 軽微な設計変更</p> <p>(2) 契約書第18条 1) 土捨(取)場等の変更及び関係機関等との協議結果による仮設工の変更など 上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、請負人がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。</p> <p>(3) 概数の確定による設計変更 上申の際には、請負人が工事内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。</p> <p>7-6 留意事項</p> <p>(1) 契約書第17条による設計変更 5) 「設計図書間の不一致等」の変更時期については、請負人が設計図書の照査を行うこととなっていることに留意し、施工前に速やかに変更すること。</p> <p>(2) 契約書第18条による設計変更 工事工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、工事施工協議簿により請負人と密な連絡調整を行うこと。</p>	<p>7 設計変更の取扱い 7-5 軽微な設計変更</p> <p>(2) 契約書第18条 1) 土捨(取)場等の変更及び関係機関等との協議結果による仮設工の変更など 上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、<u>受注者</u>がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。</p> <p>(3) 概数の確定による設計変更 上申の際には、<u>受注者</u>が工事内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。</p> <p>7-6 留意事項</p> <p>(1) 契約書第17条による設計変更 5) 「設計図書間の不一致等」の変更時期については、<u>受注者</u>が設計図書の照査を行うこととなっていることに留意し、施工前に速やかに変更すること。</p> <p>(2) 契約書第18条による設計変更 工事工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、工事施工協議簿により<u>受注者</u>と密な連絡調整を行うこと。</p>	<p>語句の修正</p>

掲載頁	旧	新	摘要
	<p style="text-align: center;">8 設計変更のフロー図</p> <p>8-1 設計変更の適用条項選択フロー図</p> <p style="text-align: center;">注) 各フローの詳細については、次頁以降の「各フローの解説」によること。</p>	<p style="text-align: center;">8 設計変更のフロー図</p> <p>8-1 設計変更の適用条項選択フロー図</p> <p style="text-align: center;">注) 各フローの詳細については、次頁以降の「各フローの解説」によること。</p>	<p>語句の修正</p>

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-45	<p>9 設計変更理由記載例 9-6 契約書第17条第1項第4~5号（設計図書と現場の状態との不一致等） 9-7 契約書第18条</p> <p>＜仮設工について＞ 工事目的物を完成させるための施工方法、仮設等は契約書及び、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負人の責任において施工するのが基本である。現場施工において地下水、土質等の条件の変更が生じた場合、任意仮設で発注すると契約上、その内容が請負人を拘束しない事項・数量となるため、実際に施工する仮設工が設計と異なるなど、設計変更を適正に処理することが難しくなる。このため、指定、任意にかかわらず、施工上の指定要件をできるだけ明確に条件明示しておくことが必要となる。</p>	<p>9 設計変更理由記載例 9-6 契約書第17条第1項第4~5号（設計図書と現場の状態との不一致等） 9-7 契約書第18条</p> <p>＜仮設工について＞ 工事目的物を完成させるための施工方法、仮設等は契約書及び、設計図書に特別の定めがある場合を除き、<u>受注者</u>の責任において施工するのが基本である。現場施工において地下水、土質等の条件の変更が生じた場合、任意仮設で発注すると契約上、その内容が<u>受注者</u>を拘束しない事項・数量となるため、実際に施工する仮設工が設計と異なるなど、設計変更を適正に処理することが難しくなる。このため、指定、任意にかかわらず、施工上の指定要件をできるだけ明確に条件明示しておくことが必要となる。</p>	語句の修正
他-1-46	<p>＜拡大変更部分の工事着手について＞ 拡大設計変更に伴う変更部分の工事着手時期は、設計変更を上申して、甲乙協議が整い、請負人が承諾した月日以後であることに留意すること。</p>	<p>＜拡大変更部分の工事着手について＞ 拡大設計変更に伴う変更部分の工事着手時期は、設計変更を上申して、甲乙協議が整い、<u>受注者</u>が承諾した月日以後であることに留意すること。</p>	

掲載頁	旧	新	摘要																																																
他-1-48	<p style="text-align: center;">10 設計変更上申書等の記載例</p> <p>10-1 設計変更上申書（軽微の場合）</p> <p>第35号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">軽 微</p> <p style="text-align: center;">設計変更上申書</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様 私 印</p> <p style="text-align: center;">工事監督員 水産課 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入 上申者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>請 負 人</td> <td colspan="3">〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない</td> </tr> <tr> <td>現 工 期</td> <td>着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>設計変更による 工期変更の必要性</td> <td>有(約日延長)・無短縮</td> </tr> <tr> <td>設 計 変 更 の 概 要</td> <td>石材投入工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td>設計変更による工事 の一時中止の可否</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td>石材工 ・概数の確定により変更したい。 (契約書第17条) ↑ 契約書の条項(条まで)を記入</td> <td colspan="2">一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 必 要 事 項</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">増減額の絶対値の累計であることに留意</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">約2,000千円の増額見込(累計で約3,000千円) 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入</td> </tr> </table> </div> <p>注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	請 負 人	〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない			現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無短縮	設 計 変 更 の 概 要	石材投入工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の可否	否	理 由	石材工 ・概数の確定により変更したい。 (契約書第17条) ↑ 契約書の条項(条まで)を記入	一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること		そ の 他 必 要 事 項	増減額の絶対値の累計であることに留意				約2,000千円の増額見込(累計で約3,000千円) 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入			<p style="text-align: center;">10 設計変更上申書等の記載例</p> <p>10-1 設計変更上申書（軽微の場合）</p> <p>第35号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">軽 微</p> <p style="text-align: center;">設計変更上申書</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様</p> <p style="text-align: center;">工事監督員 水産課 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入 上申者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3">〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない</td> </tr> <tr> <td>現 工 期</td> <td>着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>設計変更による 工期変更の必要性</td> <td>有(約日延長)・無短縮</td> </tr> <tr> <td>設 計 変 更 の 概 要</td> <td>石材投入工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td>設計変更による工事 の一時中止の可否</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td>石材工 ・概数の確定により変更したい。 (契約書第17条) ↑ 契約書の条項(条まで)を記入</td> <td colspan="2">一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 必 要 事 項</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">増減額の絶対値の累計であることに留意</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">約2,000千円の増額見込(累計で約3,000千円) 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入</td> </tr> </table> </div> <p>注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	受注者	〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない			現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無短縮	設 計 変 更 の 概 要	石材投入工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の可否	否	理 由	石材工 ・概数の確定により変更したい。 (契約書第17条) ↑ 契約書の条項(条まで)を記入	一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること		そ の 他 必 要 事 項	増減額の絶対値の累計であることに留意				約2,000千円の増額見込(累計で約3,000千円) 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入			<p>語句の訂正 押印の廃止</p>
請 負 人	〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない																																																		
現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無短縮																																																
設 計 変 更 の 概 要	石材投入工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の可否	否																																																
理 由	石材工 ・概数の確定により変更したい。 (契約書第17条) ↑ 契約書の条項(条まで)を記入	一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること																																																	
そ の 他 必 要 事 項	増減額の絶対値の累計であることに留意																																																		
	約2,000千円の増額見込(累計で約3,000千円) 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入																																																		
受注者	〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない																																																		
現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無短縮																																																
設 計 変 更 の 概 要	石材投入工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の可否	否																																																
理 由	石材工 ・概数の確定により変更したい。 (契約書第17条) ↑ 契約書の条項(条まで)を記入	一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること																																																	
そ の 他 必 要 事 項	増減額の絶対値の累計であることに留意																																																		
	約2,000千円の増額見込(累計で約3,000千円) 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入																																																		

掲載頁	旧	新	摘要																																								
他-1-49	<p>10-2 設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）</p> <p>第35号様式</p> <p>左上余白に「第〇回設計変更」と朱書き</p> <p>第〇回設計変更</p> <p>設計変更上申書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様 私印</p> <p>工事監督員 水産課 〇〇 〇〇 ④</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>上申者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工事名 〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" data-bbox="314 957 1403 1703"> <tr> <td>請負人</td> <td colspan="3">〇〇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>現工期</td> <td>着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>設計変更による 工期変更の必要性</td> <td>有(約21日) ^{延長}・無短縮</td> </tr> <tr> <td>設計変更の概要</td> <td>石材工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td>設計変更による工事の一時中止の要否</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3"> 石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数=〇〇〇㎡【数量増分】÷(〇〇㎡/日【日当施工量】×〇.〇〇【稼働率】)=21日 ↑ 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること </td> </tr> <tr> <td>その他必要事項</td> <td colspan="3"> 15,120,000円の増額 新工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入 </td> </tr> </table> <p>注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	請負人	〇〇建設株式会社			現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約21日) ^{延長} ・無短縮	設計変更の概要	石材工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の要否	否	理由	石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数=〇〇〇㎡【数量増分】÷(〇〇㎡/日【日当施工量】×〇.〇〇【稼働率】)=21日 ↑ 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること			その他必要事項	15,120,000円の増額 新工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入			<p>10-2 設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）</p> <p>第35号様式</p> <p>左上余白に「第〇回設計変更」と朱書き</p> <p>第〇回設計変更</p> <p>設計変更上申書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様</p> <p>工事監督員 水産課 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>上申者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工事名 〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" data-bbox="1519 957 2608 1703"> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3">〇〇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>現工期</td> <td>着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>設計変更による 工期変更の必要性</td> <td>有(約21日) ^{延長}・無短縮</td> </tr> <tr> <td>設計変更の概要</td> <td>石材工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td>設計変更による工事の一時中止の要否</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3"> 石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数=〇〇〇㎡【数量増分】÷(〇〇㎡/日【日当施工量】×〇.〇〇【稼働率】)=21日 ↑ 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること </td> </tr> <tr> <td>その他必要事項</td> <td colspan="3"> 15,120,000円の増額 新工期 〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入 </td> </tr> </table> <p>注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	受注者	〇〇建設株式会社			現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約21日) ^{延長} ・無短縮	設計変更の概要	石材工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の要否	否	理由	石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数=〇〇〇㎡【数量増分】÷(〇〇㎡/日【日当施工量】×〇.〇〇【稼働率】)=21日 ↑ 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること			その他必要事項	15,120,000円の増額 新工期 〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入			<p>語句の訂正 押印の廃止</p>
請負人	〇〇建設株式会社																																										
現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約21日) ^{延長} ・無短縮																																								
設計変更の概要	石材工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の要否	否																																								
理由	石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数=〇〇〇㎡【数量増分】÷(〇〇㎡/日【日当施工量】×〇.〇〇【稼働率】)=21日 ↑ 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること																																										
その他必要事項	15,120,000円の増額 新工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入																																										
受注者	〇〇建設株式会社																																										
現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約21日) ^{延長} ・無短縮																																								
設計変更の概要	石材工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の要否	否																																								
理由	石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数=〇〇〇㎡【数量増分】÷(〇〇㎡/日【日当施工量】×〇.〇〇【稼働率】)=21日 ↑ 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること																																										
その他必要事項	15,120,000円の増額 新工期 〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入																																										

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																								
他-1-50	<p>10-3 設計変更上申書（軽微総括の場合） 第35号様式</p> <p>左上余白に「軽微総括」「第〇回設計変更」と朱書き</p> <p>軽微総括 第〇回設計変更 設計変更上申書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様 私印 ↓</p> <p>工事監督員 水産課 〇〇 〇〇 ④</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>上申者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工事名 〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" data-bbox="314 1003 1389 1776"> <tr> <td>請負人</td> <td colspan="3">〇〇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>現工期</td> <td>着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>設計変更による 工期変更の必要性</td> <td>有(約日延長)・無(短縮) <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>設計変更の概要</td> <td>囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td>設計変更による工事の一時中止の可否</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3"> 囲いブロック製作工 ・着工前測定の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のA1,10型を10個から8個に減じ、A0.9型を10個から12個に変更する。 (契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入 </td> </tr> <tr> <td>その他必要事項</td> <td colspan="3">1,060,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入</td> </tr> </table> <p>注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	請負人	〇〇建設株式会社			現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無(短縮) <input checked="" type="radio"/>	設計変更の概要	囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の可否	否	理由	囲いブロック製作工 ・着工前測定の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のA1,10型を10個から8個に減じ、A0.9型を10個から12個に変更する。 (契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入			その他必要事項	1,060,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入			<p>10-3 設計変更上申書（軽微総括の場合） 第35号様式</p> <p>左上余白に「軽微総括」「第〇回設計変更」と朱書き</p> <p>軽微総括 第〇回設計変更 設計変更上申書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様</p> <p>工事監督員 水産課 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>上申者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工事名 〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" data-bbox="1519 1003 2594 1776"> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3">〇〇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>現工期</td> <td>着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>設計変更による 工期変更の必要性</td> <td>有(約日延長)・無(短縮) <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>設計変更の概要</td> <td>囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td>設計変更による工事の一時中止の可否</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3"> 囲いブロック製作工 ・着工前測定の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のA1,10型を10個から8個に減じ、A0.9型を10個から12個に変更する。 (契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入 </td> </tr> <tr> <td>その他必要事項</td> <td colspan="3">1,060,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入</td> </tr> </table> <p>注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	受注者	〇〇建設株式会社			現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無(短縮) <input checked="" type="radio"/>	設計変更の概要	囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の可否	否	理由	囲いブロック製作工 ・着工前測定の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のA1,10型を10個から8個に減じ、A0.9型を10個から12個に変更する。 (契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入			その他必要事項	1,060,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入			<p>語句の訂正 押印の廃止</p>
請負人	〇〇建設株式会社																																										
現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無(短縮) <input checked="" type="radio"/>																																								
設計変更の概要	囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の可否	否																																								
理由	囲いブロック製作工 ・着工前測定の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のA1,10型を10個から8個に減じ、A0.9型を10個から12個に変更する。 (契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入																																										
その他必要事項	1,060,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入																																										
受注者	〇〇建設株式会社																																										
現工期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有(約日延長)・無(短縮) <input checked="" type="radio"/>																																								
設計変更の概要	囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事の一時中止の可否	否																																								
理由	囲いブロック製作工 ・着工前測定の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のA1,10型を10個から8個に減じ、A0.9型を10個から12個に変更する。 (契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入																																										
その他必要事項	1,060,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入																																										

掲載頁	旧	新	摘要
<p>他-1-51</p>	<p>10-4 現場不符合等確認書</p> <p>第33号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>現場 不 符 合 等 確 認 書</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <hr/> <p>上記建設工事に係る現場不符合等に関し、令和〇〇年〇〇月〇〇日調査の結果、次のとおり確認した。</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 確認者は現場不符合等を確認した工事監督員 (主任監督員 or 監督員) で職と氏名を記入</p> <p style="text-align: right;"> 工事監督員 〇〇 〇〇 □□ ㊟ 現場代理人 □□ △△ ㊟</p> <p style="text-align: right;">私 印</p> </div> <p>1 不符合等の内容 別紙、工事施工協議簿による。</p> <p style="text-align: center;">工事施工協議簿を有効活用すること</p> <p>2 措置に関する意見 別紙、工事施工協議簿による。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント</p> <p>契約書第17条を適用し設計変更を行う場合には、現場不符合等確認書（第33号様式）による確認と現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。</p> </div> <p>注 1 不符合等の内容は、できるだけ詳細に記載すること。 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（だれの意見であるかを明らかにすること。を併記すること。 3 この確認書に別紙を添付した場合は、工事監督員及び現場代理人は、そのつづり目に割り印を押印すること。</p>	<p>10-4 現場不符合等確認書</p> <p>第33号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>現場 不 符 合 等 確 認 書</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <hr/> <p>上記建設工事に係る現場不符合等に関し、令和〇〇年〇〇月〇〇日調査の結果、次のとおり確認した。</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 確認者は現場不符合等を確認した工事監督員 (主任監督員 or 監督員) で職と氏名を記入</p> <p style="text-align: right;"> 工事監督員 〇〇 〇〇 □□ ~~~~~ 現場代理人 □□ △△ ~~~~~</p> </div> <p>1 不符合等の内容 別紙、工事施工協議簿による。</p> <p style="text-align: center;">工事施工協議簿を有効活用すること</p> <p>2 措置に関する意見 別紙、工事施工協議簿による。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント</p> <p>契約書第17条を適用し設計変更を行う場合には、現場不符合等確認書（第33号様式）による確認と現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。</p> </div> <p>注 1 不符合等の内容は、できるだけ詳細に記載すること。 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（だれの意見であるかを明らかにすること。を併記すること。 3 この確認書に別紙を添付した場合は、工事監督員及び現場代理人は、そのつづり目に割り印を押印すること。</p>	<p>押印の廃止</p>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-52	<p>10-5 現場不符合等確認報告書</p> <p>第34号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>現場 不 符 合 等 確 認 報 告 書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様 私 印</p> <p style="margin-left: 200px;">↓</p> <p>工事監督員 水産課 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="margin-left: 100px;">↑</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入 報告者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <hr/> <p>上記建設工事について、令和〇〇年〇〇月〇〇日現場代理人から現場不符合等の旨通知があったので、令和〇〇年〇〇月〇〇日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ポイント1</p> <p>現場不符合等を確認し、その後速やかに設計変更の上申が行われる場合であっても、現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ポイント2</p> <p>報告の際には、内容が容易に分かるように、図面や状況写真等を添付すること。</p> </div> </div> <p>注 この報告書には、現場不符合等確認書その他必要に応じ図面等を添付すること。</p>	<p>10-5 現場不符合等確認報告書</p> <p>第34号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>現場 不 符 合 等 確 認 報 告 書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様 ~~~~~</p> <p style="margin-left: 200px;">↑</p> <p>工事監督員 水産課 〇〇 〇〇 ~~~~~</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p>〇〇〇〇 ← 工事番号を記入 報告者は主任監督員で職と氏名を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇〇地区増殖場造成工事</p> <hr/> <p>上記建設工事について、令和〇〇年〇〇月〇〇日現場代理人から現場不符合等の旨通知があったので、令和〇〇年〇〇月〇〇日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ポイント1</p> <p>現場不符合等を確認し、その後速やかに設計変更の上申が行われる場合であっても、現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ポイント2</p> <p>報告の際には、内容が容易に分かるように、図面や状況写真等を添付すること。</p> </div> </div> <p>注 この報告書には、現場不符合等確認書その他必要に応じ図面等を添付すること。</p>	押印の廃止

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																
<p>他-1-53</p>	<p>10-6 工事一時中止上申書 第40号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">工事一時中止上申書</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様 私印</p> <p style="text-align: center;">工事監督員 水産課 〇〇 〇〇 ④</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇地区養殖場造成工事</p> <hr/> <p>上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">請 負 人</td> <td>〇〇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>工事の一時中止を必要とする範囲及び理由</td> <td>〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。（契約書第19条）</td> </tr> <tr> <td>工事の一時中止を必要とする期間</td> <td>消波堤堤体工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間） ↑ 括弧書きで日数も併記</td> </tr> <tr> <td>その他必要事項</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント</p> <p>工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を請負人に書面をもって通知する必要がある。</p> <p>また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、請負人に契約解除権（契約書第45条）が発生するケースがあるため注意すること。</p> </div> </div> <p>注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。 注 2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。</p>	請 負 人	〇〇建設株式会社	工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。（契約書第19条）	工事の一時中止を必要とする期間	消波堤堤体工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間） ↑ 括弧書きで日数も併記	その他必要事項		<p>10-6 工事一時中止上申書 第40号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">工事一時中止上申書</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様</p> <p style="text-align: center;">工事監督員 水産課 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 ← 工事番号を記入</p> <p>工 事 名 〇〇〇地区養殖場造成工事</p> <hr/> <p>上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受注者</td> <td>〇〇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>工事の一時中止を必要とする範囲及び理由</td> <td>〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。（契約書第19条）</td> </tr> <tr> <td>工事の一時中止を必要とする期間</td> <td>消波堤堤体工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間） ↑ 括弧書きで日数も併記</td> </tr> <tr> <td>その他必要事項</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント</p> <p>工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。</p> <p>また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、受注者に契約解除権（契約書第45条）が発生するケースがあるため注意すること。</p> </div> </div> <p>注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。 注 2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。</p>	受注者	〇〇建設株式会社	工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。（契約書第19条）	工事の一時中止を必要とする期間	消波堤堤体工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間） ↑ 括弧書きで日数も併記	その他必要事項		<p>語句の訂正 押印の廃止</p>
請 負 人	〇〇建設株式会社																		
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。（契約書第19条）																		
工事の一時中止を必要とする期間	消波堤堤体工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間） ↑ 括弧書きで日数も併記																		
その他必要事項																			
受注者	〇〇建設株式会社																		
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。（契約書第19条）																		
工事の一時中止を必要とする期間	消波堤堤体工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間） ↑ 括弧書きで日数も併記																		
その他必要事項																			

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-55	<p>1 1 設計変更に係るQ&A 11-1 概数等発注（共通編）11-2 概数等発注（海岸・漁港編）</p> <p>2 概数による工事の発注には、どう いう利点があるのか。</p> <p>事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不 符合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び請負人の承諾等といっ た事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工 事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。 ①積算業務及び入札の効率化 ②契約条件の明確化 ③事前調査費用のコスト縮減 ④工事現場の効率化</p> <p>3 当初、概数として扱っていなかつ た数量を、請負人との協議により施 工途中において、概数として扱うこ とに変更できるか。</p> <p>概数として扱う旨も契約条件であるため、概数として扱う数量は、 特記仕様書に「概数として扱う数量一覧表」として明示することとし ています。 よって、これに記載されていない数量は、施工途中で概数として扱 うことはできません。</p>	<p>1 1 設計変更に係るQ&A 11-1 概数等発注（共通編）11-2 概数等発注（海岸・漁港編）</p> <p>2 概数による工事の発注には、どう いう利点があるのか。</p> <p>事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不 符合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び<u>受注者</u>の承諾等といっ た事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工 事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。 ①積算業務及び入札の効率化 ②契約条件の明確化 ③事前調査費用のコスト縮減 ④工事現場の効率化</p> <p>3 当初、概数として扱っていなかつ た数量を、<u>受注者</u>との協議により施 工途中において、概数として扱うこ とに変更できるか。</p> <p>概数として扱う旨も契約条件であるため、概数として扱う数量は、 特記仕様書に「概数として扱う数量一覧表」として明示することとし ています。 よって、これに記載されていない数量は、施工途中で概数として扱 うことはできません。</p>	<p>語句の訂正</p>
他-1-56	<p>6 防寒養生、囲い費について、その 工事数量を概数として扱うことは できるか。</p> <p>囲い面積については、複雑な構造物等で標準的な仮設工として設計 した場合に概数等を活用することができますが、発注者は請負人が行 った過大又は不適切な防寒囲いに対して設計変更するものではありません。 また、防寒養生費については、その工事数量は施工時期から決定さ れるものであるため、通常の設計変更として処理してください。</p> <p>7 標準断面図等から算出した数量で 概数等発注とした場合において、現 地精査に係わる測量手間は、工事着 手準備の調査・測量等に要する費用 として共通仮設費率に含まれている ので、施工図書作成費を計上する必 要がないと考えてよいか。</p> <p>共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。 よって、請負人に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・ 修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮 設費の技術管理費に計上してください。 （概数等発注要領の運用指針 3 設計変更図書の作成費用について）</p> <p>9 盛土量を概数として扱っている が、盛土着手前の現地測量の結果、 当初1万m3未満だった盛土量が、1 万m3を超えることとなり、積算上の 標準機種に変更を生じるが、概数の 範ちゅうとして扱うことができる か。</p> <p>概数の範ちゅうで扱うことができます。 質問8と同様に、概数の確定に伴い積算上の標準機種・規格が変更 となる場合も、概数の確定数量に応じた機種・規格により、概数の範 ちゅうとして設計変更することができます。 この場合、概数の変更に伴う標準機種・規格の変更は、請負人が実 際に使用している機種・規格にかかわらずに変更することとなり、変 更後においても、請負人が使用する機種・規格を拘束するものではあ りません。</p> <p>11 概数確定による設計変更は、いつ の時期にすればよいか。</p> <p>概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、請負人の相互にお いて変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部 又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った 数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 （概数等発注事務取扱要領 第5 設計変更の時期）</p>	<p>6 防寒養生、囲い費について、その 工事数量を概数として扱うことは できるか。</p> <p>囲い面積については、複雑な構造物等で標準的な仮設工として設計 した場合に概数等を活用することができますが、発注者は<u>受注者</u>が行 った過大又は不適切な防寒囲いに対して設計変更するものではありません。 また、防寒養生費については、その工事数量は施工時期から決定さ れるものであるため、通常の設計変更として処理してください。</p> <p>7 標準断面図等から算出した数量で 概数等発注とした場合において、現 地精査に係わる測量手間は、工事着 手準備の調査・測量等に要する費用 として共通仮設費率に含まれている ので、施工図書作成費を計上する必 要がないと考えてよいか。</p> <p>共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。 よって、<u>受注者</u>に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・ 修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮 設費の技術管理費に計上してください。 （概数等発注要領の運用指針 3 設計変更図書の作成費用について）</p> <p>9 盛土量を概数として扱っている が、盛土着手前の現地測量の結果、 当初1万m3未満だった盛土量が、1 万m3を超えることとなり、積算上の 標準機種に変更を生じるが、概数の 範ちゅうとして扱うことができる か。</p> <p>概数の範ちゅうで扱うことができます。 質問8と同様に、概数の確定に伴い積算上の標準機種・規格が変更 となる場合も、概数の確定数量に応じた機種・規格により、概数の範 ちゅうとして設計変更することができます。 この場合、概数の変更に伴う標準機種・規格の変更は、<u>受注者</u>が実 際に使用している機種・規格にかかわらずに変更することとなり、変 更後においても、<u>受注者</u>が使用する機種・規格を拘束するものではあ りません。</p> <p>11 概数確定による設計変更は、いつ の時期にすればよいか。</p> <p>概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、<u>受注者</u>の相互にお いて変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部 又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った 数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 （概数等発注事務取扱要領 第5 設計変更の時期）</p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																		
他-1-57	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="299 321 329 342">18</td> <td data-bbox="329 321 715 604"> <p>結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。</p> <p>また、確定した工事数量を請負人に通知する必要があるのか。</p> </td> <td data-bbox="715 321 1448 604"> <p>結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。</p> <p>また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、請負人に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことはならないためです。</p> </td> </tr> </table>	18	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。</p> <p>また、確定した工事数量を請負人に通知する必要があるのか。</p>	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。</p> <p>また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、請負人に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことはならないためです。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 321 1537 342">18</td> <td data-bbox="1537 321 1923 604"> <p>結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。</p> <p>また、確定した工事数量を<u>受注者</u>に通知する必要があるのか。</p> </td> <td data-bbox="1923 321 2656 604"> <p>結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。</p> <p>また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、<u>受注者</u>に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことはならないためです。</p> </td> </tr> </table>	18	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。</p> <p>また、確定した工事数量を<u>受注者</u>に通知する必要があるのか。</p>	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。</p> <p>また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、<u>受注者</u>に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことはならないためです。</p>	語句の訂正												
18	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。</p> <p>また、確定した工事数量を請負人に通知する必要があるのか。</p>	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。</p> <p>また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、請負人に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことはならないためです。</p>																			
18	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。</p> <p>また、確定した工事数量を<u>受注者</u>に通知する必要があるのか。</p>	<p>結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。</p> <p>また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、<u>受注者</u>に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことはならないためです。</p>																			
他-1-59	<p>11-3 拡大設計変更</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="299 730 329 751">9</td> <td data-bbox="329 730 715 846"> <p>拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。</p> </td> <td data-bbox="715 730 1448 846"> <p>いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、請負人の承諾月日以後となります。</p> </td> </tr> </table>	9	<p>拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。</p>	<p>いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、請負人の承諾月日以後となります。</p>	<p>11-3 拡大設計変更</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 730 1537 751">9</td> <td data-bbox="1537 730 1923 846"> <p>拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。</p> </td> <td data-bbox="1923 730 2656 846"> <p>いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、<u>受注者</u>の承諾月日以後となります。</p> </td> </tr> </table>	9	<p>拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。</p>	<p>いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、<u>受注者</u>の承諾月日以後となります。</p>													
9	<p>拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。</p>	<p>いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、請負人の承諾月日以後となります。</p>																			
9	<p>拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。</p>	<p>いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、<u>受注者</u>の承諾月日以後となります。</p>																			
他-1-60	<p>11-4 契約書第17条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="299 972 329 993">番号</th> <th data-bbox="329 972 715 993">質問・疑問</th> <th data-bbox="715 972 1448 993">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="299 1014 329 1035">1</td> <td data-bbox="329 1014 715 1318"> <p>「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。</p> </td> <td data-bbox="715 1014 1448 1318"> <p>請負人は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 1381 329 1402">5</td> <td data-bbox="329 1381 715 1591"> <p>設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。</p> </td> <td data-bbox="715 1381 1448 1591"> <p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を請負人と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず請負人と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	質問・疑問	回答	1	<p>「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。</p>	<p>請負人は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p>	5	<p>設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。</p>	<p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を請負人と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず請負人と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p>	<p>11-4 契約書第17条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 972 1537 993">番号</th> <th data-bbox="1537 972 1923 993">質問・疑問</th> <th data-bbox="1923 972 2656 993">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1507 1014 1537 1035">1</td> <td data-bbox="1537 1014 1923 1318"> <p>「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。</p> </td> <td data-bbox="1923 1014 2656 1318"> <p><u>受注者</u>は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1381 1537 1402">5</td> <td data-bbox="1537 1381 1923 1591"> <p>設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。</p> </td> <td data-bbox="1923 1381 2656 1591"> <p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を<u>受注者</u>と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず<u>受注者</u>と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	質問・疑問	回答	1	<p>「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。</p>	<p><u>受注者</u>は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p>	5	<p>設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。</p>	<p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を<u>受注者</u>と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず<u>受注者</u>と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p>	
番号	質問・疑問	回答																			
1	<p>「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。</p>	<p>請負人は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p>																			
5	<p>設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。</p>	<p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を請負人と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず請負人と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p>																			
番号	質問・疑問	回答																			
1	<p>「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。</p>	<p><u>受注者</u>は、共通仕様書において設計図書の照査が義務づけられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p>																			
5	<p>設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。</p>	<p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を<u>受注者</u>と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず<u>受注者</u>と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p>																			

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																		
他-1-63	<p>12-2 設計変更の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="314 380 1412 688"> <thead> <tr> <th></th> <th>指 定</th> <th>任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 計 図 書</td> <td>施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)</td> <td>施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す 場合があるが、請負人の任意施工を拘束するものではない)</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>発注者の指示または承諾が必要</td> <td>請負人の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)</td> </tr> </tbody> </table>		指 定	任 意	設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す 場合があるが、請負人の任意施工を拘束するものではない)	施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	請負人の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)	<p>12-2 設計変更の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="1519 380 2617 688"> <thead> <tr> <th></th> <th>指 定</th> <th>任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 計 図 書</td> <td>施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)</td> <td>施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す 場合があるが、<u>受注者</u>の任意施工を拘束するものではない)</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>発注者の指示または承諾が必要</td> <td><u>受注者</u>の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)</td> </tr> </tbody> </table>		指 定	任 意	設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す 場合があるが、 <u>受注者</u> の任意施工を拘束するものではない)	施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	<u>受注者</u> の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)	語句の訂正
	指 定	任 意																			
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す 場合があるが、請負人の任意施工を拘束するものではない)																			
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	請負人の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)																			
	指 定	任 意																			
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す 場合があるが、 <u>受注者</u> の任意施工を拘束するものではない)																			
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	<u>受注者</u> の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)																			
他-1-64	<p>12-3 仮設工の取扱い</p> <p>(3) 仮設工の指定・明示事項 工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は、請負人の責任において施工するのが基本であるが、「第三者への配慮」や「関係機関等との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、その要件を図面や施工条件明示等により「指定」する必要がある。</p>	<p>12-3 仮設工の取扱い</p> <p>(3) 仮設工の指定・明示事項 工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は、<u>受注者</u>の責任において施工するのが基本であるが、「第三者への配慮」や「関係機関等との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、その要件を図面や施工条件明示等により「指定」する必要がある。</p>																			
他-1-65	<p>12-4 不適切な具体例</p> <p>(1) 機械の規格選定に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="359 1121 1412 1524"> <thead> <tr> <th>事例-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m³級）により計上していたが、請負人がバックホウ（クローラ型山積1.4m³級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m³級から1.4m³級に変更した。</td> </tr> <tr> <th>コメント</th> </tr> <tr> <td>積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は請負人の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	事例-2	掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m ³ 級）により計上していたが、請負人がバックホウ（クローラ型山積1.4m ³ 級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m ³ 級から1.4m ³ 級に変更した。	コメント	積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は請負人の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。	<p>12-4 不適切な具体例</p> <p>(1) 機械の規格選定に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="1561 1121 2617 1524"> <thead> <tr> <th>事例-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m³級）により計上していたが、<u>受注者</u>がバックホウ（クローラ型山積1.4m³級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m³級から1.4m³級に変更した。</td> </tr> <tr> <th>コメント</th> </tr> <tr> <td>積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は<u>受注者</u>の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	事例-2	掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m ³ 級）により計上していたが、 <u>受注者</u> がバックホウ（クローラ型山積1.4m ³ 級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m ³ 級から1.4m ³ 級に変更した。	コメント	積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は <u>受注者</u> の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。											
事例-2																					
掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m ³ 級）により計上していたが、請負人がバックホウ（クローラ型山積1.4m ³ 級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m ³ 級から1.4m ³ 級に変更した。																					
コメント																					
積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は請負人の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。																					
事例-2																					
掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m ³ 級）により計上していたが、 <u>受注者</u> がバックホウ（クローラ型山積1.4m ³ 級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m ³ 級から1.4m ³ 級に変更した。																					
コメント																					
積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は <u>受注者</u> の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。																					

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																
他-1-65	<p>(2) 機械の機種選定に関する不適切な事例(3) 仮設備の選定に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="359 352 1412 974"> <tr> <td data-bbox="359 352 492 384">事例-3</td> <td data-bbox="492 384 1412 506">鋼矢板の打込みにおいて、請負人が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 506 492 537">事例-4</td> <td data-bbox="492 537 1412 695">切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので請負人がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m3級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 695 492 726">コメント</td> <td data-bbox="492 726 1412 974">事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、請負人がその責任において施工方法を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、請負人の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、請負人の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。</td> </tr> </table>	事例-3	鋼矢板の打込みにおいて、請負人が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。	事例-4	切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので請負人がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m3級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。	コメント	事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、請負人がその責任において施工方法を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、請負人の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、請負人の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。	<p>(2) 機械の機種選定に関する不適切な事例(3) 仮設備の選定に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="1567 352 2620 974"> <tr> <td data-bbox="1567 352 1700 384">事例-3</td> <td data-bbox="1700 384 2620 506">鋼矢板の打込みにおいて、<u>受注者</u>が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 506 1700 537">事例-4</td> <td data-bbox="1700 537 2620 695">切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので<u>受注者</u>がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m3級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 695 1700 726">コメント</td> <td data-bbox="1700 726 2620 974">事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、<u>受注者</u>がその責任において施工方法を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、<u>受注者</u>の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、<u>受注者</u>の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。</td> </tr> </table>	事例-3	鋼矢板の打込みにおいて、 <u>受注者</u> が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。	事例-4	切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので <u>受注者</u> がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m3級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。	コメント	事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、 <u>受注者</u> がその責任において施工方法を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、 <u>受注者</u> の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、 <u>受注者</u> の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。	語句の訂正				
事例-3	鋼矢板の打込みにおいて、請負人が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。																		
事例-4	切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので請負人がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m3級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。																		
コメント	事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、請負人がその責任において施工方法を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、請負人の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、請負人の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。																		
事例-3	鋼矢板の打込みにおいて、 <u>受注者</u> が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。																		
事例-4	切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので <u>受注者</u> がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m3級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。																		
コメント	事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、 <u>受注者</u> がその責任において施工方法を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、 <u>受注者</u> の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、 <u>受注者</u> の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。																		
他-1-66	<p>(3) 仮設備の選定に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="359 1121 1412 1409"> <tr> <td data-bbox="359 1121 492 1152">事例-5</td> <td data-bbox="492 1152 1412 1283">道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、請負人から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1283 492 1314">コメント</td> <td data-bbox="492 1314 1412 1409">任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。</td> </tr> </table> <p>(4) 新技術活用の採用等に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="359 1524 1412 1871"> <tr> <td data-bbox="359 1524 492 1556">事例-6</td> <td data-bbox="492 1556 1412 1686">基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を請負人の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1686 492 1717">コメント</td> <td data-bbox="492 1717 1412 1871">この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は請負人の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用にあたっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。</td> </tr> </table>	事例-5	道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、請負人から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。	コメント	任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。	事例-6	基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を請負人の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。	コメント	この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は請負人の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用にあたっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。	<p>(3) 仮設備の選定に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="1567 1121 2620 1409"> <tr> <td data-bbox="1567 1121 1700 1152">事例-5</td> <td data-bbox="1700 1152 2620 1283">道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、<u>受注者</u>から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1283 1700 1314">コメント</td> <td data-bbox="1700 1314 2620 1409">任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。</td> </tr> </table> <p>(4) 新技術活用の採用等に関する不適切な事例</p> <table border="1" data-bbox="1567 1524 2620 1871"> <tr> <td data-bbox="1567 1524 1700 1556">事例-6</td> <td data-bbox="1700 1556 2620 1686">基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を<u>受注者</u>の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1686 1700 1717">コメント</td> <td data-bbox="1700 1717 2620 1871">この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は<u>受注者</u>の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用にあたっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。</td> </tr> </table>	事例-5	道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、 <u>受注者</u> から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。	コメント	任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。	事例-6	基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を <u>受注者</u> の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。	コメント	この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は <u>受注者</u> の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用にあたっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。	
事例-5	道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、請負人から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。																		
コメント	任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。																		
事例-6	基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を請負人の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。																		
コメント	この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は請負人の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用にあたっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。																		
事例-5	道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、 <u>受注者</u> から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。																		
コメント	任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。																		
事例-6	基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を <u>受注者</u> の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。																		
コメント	この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は <u>受注者</u> の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用にあたっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。																		

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-67	<p>13 不可抗力による損害の取扱い 13-1 工事中に受けた損害の負担</p> <p>土木工事は、主に屋外作業で行われ、かつ、工事期間が長いこと、工事の途中において契約時には予測できなかった事象が起り、予定外の出費を生じる場合がある。</p> <p>工事中における天災等もその一つであり、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊したり、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは、現場に置いてあった工事材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらに、これらの損害の取片付けに要する費用が必要となる場合がある。</p> <p>請負人は、契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事を履行する責務を負っているものであり、出来形が破損を受けたとしても、それは請負人の負担で復旧するのが本来である。</p> <p>しかし、あまりにも多額な損害や、請負人の責任によらない原因で生じた損害までも、請負人の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。</p> <p>なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうならば請け負う側は入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが予想される。</p> <p>また、請負人としてもすべての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は、自己の負担となってしまう。</p> <p>このようなことから、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展の上からも有益なものとはいえないため、建設業法第19条においても、「工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない。」としており、道においても契約書第28条に、これに関する規定を設けている。</p>	<p>13 不可抗力による損害の取扱い 13-1 工事中に受けた損害の負担</p> <p>土木工事は、主に屋外作業で行われ、かつ、工事期間が長いこと、工事の途中において契約時には予測できなかった事象が起り、予定外の出費を生じる場合がある。</p> <p>工事中における天災等もその一つであり、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊したり、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは、現場に置いてあった工事材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらに、これらの損害の取片付けに要する費用が必要となる場合がある。</p> <p><u>受注者</u>は、契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事を履行する責務を負っているものであり、出来形が破損を受けたとしても、それは<u>受注者</u>の負担で復旧するのが本来である。</p> <p>しかし、あまりにも多額な損害や、<u>受注者</u>の責任によらない原因で生じた損害までも、<u>受注者</u>の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。</p> <p>なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうならば請け負う側は入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが予想される。</p> <p>また、<u>受注者</u>としてもすべての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は、自己の負担となってしまう。</p> <p>このようなことから、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展の上からも有益なものとはいえないため、建設業法第19条においても、「工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない。」としており、道においても契約書第28条に、これに関する規定を設けている。</p>	<p>語句の訂正</p>
他-1-67	<p>13-3 損害の負担範囲</p> <p>損害額については、発注者と請負人がそれぞれ負担する。</p> <p>(1) 請負人の負担範囲</p> <p>2) 請負人が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害</p> <p>(2) 発注者の負担範囲</p> <p>1) 負担額 損害合計額のうち請負代金額の1/100を超える額（請負人がこの工事を遂行する場合に限る）</p> <p>3) 負担範囲 発注者が負担するために、次のような要件が満たされていることが必要である。</p> <p>イ 確認可能性（契約書第28条第5項） 工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と請負人の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査（契約書第12条第2項）、工事監督員の立会い（契約書第13条第1項及び第2項）、部分払のための確認（契約書第36条第2項）、その他請負人の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち請負人の工事に関する記録としては、契約書第10条の規定に基づく履行報告書、契約書第13条第3項及び第5項の規定に基づく工事写真等の記録、請負人の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。</p> <p>ロ 通常妥当性（契約書第28条第6項第2号及び第3号） 契約書第1条第3項により設計図書に指定が無い限り、仮設物、工事材料、建設機械器具、施工方法については、自主施工の原則に則り請負人の裁量に委ねられており、発注者が通常妥当と認められる範囲を超えた特殊な、あるいは不必要、又は上等なものの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであった場合に生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。</p> <p>また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。</p>	<p>13-3 損害の負担範囲</p> <p>損害額については、発注者と<u>受注者</u>がそれぞれ負担する。</p> <p>(1) <u>受注者</u>の負担範囲</p> <p>2) <u>受注者</u>が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害</p> <p>(2) 発注者の負担範囲</p> <p>1) 負担額 損害合計額のうち請負代金額の1/100を超える額（<u>受注者</u>がこの工事を遂行する場合に限る）</p> <p>3) 負担範囲 発注者が負担するために、次のような要件が満たされていることが必要である。</p> <p>イ 確認可能性（契約書第28条第5項） 工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と<u>受注者</u>の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査（契約書第12条第2項）、工事監督員の立会い（契約書第13条第1項及び第2項）、部分払のための確認（契約書第36条第2項）、その他<u>受注者</u>の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち<u>受注者</u>の工事に関する記録としては、契約書第10条の規定に基づく履行報告書、契約書第13条第3項及び第5項の規定に基づく工事写真等の記録、<u>受注者</u>の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。</p> <p>ロ 通常妥当性（契約書第28条第6項第2号及び第3号） 契約書第1条第3項により設計図書に指定が無い限り、仮設物、工事材料、建設機械器具、施工方法については、自主施工の原則に則り<u>受注者</u>の裁量に委ねられており、発注者が通常妥当と認められる範囲を超えた特殊な、あるいは不必要、又は上等なものの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであった場合に生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。</p> <p>また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。</p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-68	<p>13-4 損害が累積した場合</p> <p>不可抗力による損害が累積した場合は、契約書第28条第5項の規定を次のとおり読み替えて適用するものとする。 「甲は、・・・・・・当該損害の額の累計（括弧内省略）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の累計の合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額を負担しなければならない。」</p> <p>発注者の負担を求める算式は、次のとおりであり、請負代金額の1/100が足切りされるのは1回分だけである。 （発注者の負担額）＝ （損害の額の累計額） ＋（損害の取片付けに要する費用の額の累計） －（請負代金額の1/100） －（既負担額）</p>	<p>13-4 損害が累積した場合</p> <p>不可抗力による損害が累積した場合は、契約書第28条第5項の規定を次のとおり読み替えて適用するものとする。 「<u>発注者</u>は、・・・・・・当該損害の額の累計（括弧内省略）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の累計の合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額を負担しなければならない。」</p> <p>発注者の負担を求める算式は、次のとおりであり、請負代金額の1/100が足切りされるのは1回分だけである。 （発注者の負担額）＝ （損害の額の累計額） ＋（損害の取片付けに要する費用の額の累計） －（請負代金額の1/100） －（既負担額）</p>	<p>語句の訂正</p>
他-1-69	<p>13-5 工事中における天災等の処理手順</p> <p>(7) 負担額の請求 請負人は、前項(5)で確認した範囲内において、自らが負担できない損害については、発注者に費用の負担を第61号様式「損害負担請求書」により請求することができる。（契約書第28条第4項） なお、負担額の請求に当たっては、明文されたものは無いが、内訳明細や算出根拠等を添付することが望ましい。</p> <p>(9) 負担額の協議 損害の負担について発注者と請負人が協議を行う。 発注者は、損害の負担について発注者と請負人の協議を行う額を求めるための損害合計額（基本額）を算出するものとし、この額をもって請負人と協議する。</p> <p>（損害合計額）＝ ①（損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額） ＋②（損害を受けた工事材料に相応する請負代金額） ＋③（工事仮設物又は建設機械器具に関する損害額） ＋④（当該損害の取片付けに要する費用の額） －⑤（残存価値評価額） －⑥（請負人の善管注意義務違反による損害の額） －⑦（保険等によりてん補される額）</p> <p>⑥ 請負人の善管注意義務違反による損害の額 請負人の善管注意義務違反で不可抗力による損害が拡大した場合においては、拡大部分の損害は請負人の帰責事由によるものであるから、請負人が全額を負担する。</p> <p>(10) 負担額の決定 発注者の負担額を決定する。（契約書第28条第5項） 発注者と請負人の協議が成立した損害合計額（基本額）のうち、請負代金の1/100を超える額は、発注者の負担となる。</p>	<p>13-5 工事中における天災等の処理手順</p> <p>(7) 負担額の請求 <u>受注者</u>は、前項(5)で確認した範囲内において、自らが負担できない損害については、発注者に費用の負担を第61号様式「損害負担請求書」により請求することができる。（契約書第28条第4項） なお、負担額の請求に当たっては、明文されたものは無いが、内訳明細や算出根拠等を添付することが望ましい。</p> <p>(9) 負担額の協議 損害の負担について発注者と<u>受注者</u>が協議を行う。 発注者は、損害の負担について発注者と<u>受注者</u>の協議を行う額を求めるための損害合計額（基本額）を算出するものとし、この額をもって<u>受注者</u>と協議する。</p> <p>（損害合計額）＝ ①（損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額） ＋②（損害を受けた工事材料に相応する請負代金額） ＋③（工事仮設物又は建設機械器具に関する損害額） ＋④（当該損害の取片付けに要する費用の額） －⑤（残存価値評価額） －⑥（<u>受注者の</u>善管注意義務違反による損害の額） －⑦（保険等によりてん補される額）</p> <p>⑥ <u>受注者の</u>善管注意義務違反による損害の額 <u>受注者の</u>善管注意義務違反で不可抗力による損害が拡大した場合においては、拡大部分の損害は<u>受注者の</u>帰責事由によるものであるから、<u>受注者</u>が全額を負担する。</p> <p>(10) 負担額の決定 発注者の負担額を決定する。（契約書第28条第5項） 発注者と<u>受注者</u>の協議が成立した損害合計額（基本額）のうち、請負代金の1/100を超える額は、発注者の負担となる。</p>	
他-1-70	<p>(11) 負担額の算定 発注者の負担額を算定する。（契約書第28条第6項）</p> <p>新設計額の算定 （新設計額）＝ ①（被災直前の出来形部分の現設計額） ＋②（損害を受けた出来形部分の手戻工事設計額） ＋③（未施工部分の新設計額） ＋④（被災によって生じた取片付け費用） 上記②③については、被災後の施工に係る新設計額で被災による状況変化に対応した工法変更を含む。</p> <p>（新請負代金額）＝（新設計額）×（請負比率）－（損害合計額に係る請負人の負担額）</p>	<p>(11) 負担額の算定 発注者の負担額を算定する。（契約書第28条第6項）</p> <p>新設計額の算定 （新設計額）＝ ①（被災直前の出来形部分の現設計額） ＋②（損害を受けた出来形部分の手戻工事設計額） ＋③（未施工部分の新設計額） ＋④（被災によって生じた取片付け費用） 上記②③については、被災後の施工に係る新設計額で被災による状況変化に対応した工法変更を含む。</p> <p>（新請負代金額）＝（新設計額）×（請負比率）－（損害合計額に係る<u>受注者の</u>負担額）</p>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧				新				摘要																
他-1-71	13-6 処理手順フロー <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">請負人又は現場代理人</td> <td style="width:25%;">工事監督員</td> <td style="width:25%;">支出負担行為担当者</td> <td style="width:25%;">備考</td> </tr> </table>				請負人又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考	13-6 処理手順フロー <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;"><u>受注者</u>又は現場代理人</td> <td style="width:25%;">工事監督員</td> <td style="width:25%;">支出負担行為担当者</td> <td style="width:25%;">備考</td> </tr> </table>				<u>受注者</u> 又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考	語句の訂正								
請負人又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考																						
<u>受注者</u> 又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考																						
他-1-72	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">請負人又は現場代理人</th> <th style="width:25%;">工事監督員</th> <th style="width:25%;">支出負担行為担当者</th> <th style="width:25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>↓</p> <p>○損害合計額の算出及び発注者と請負人の協議</p> <p>①損害額の計算</p> <p>②請負人の善管義務の確認</p> <p>③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認</p> <p>④損害合計額（基本額）について発注者と請負人の協議</p> <p>↓</p> <p>○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。</p> <p>○設計変更を行う場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更上申書 (標準様式第35号)</div> <p>↓</p> <p>○設計変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更の決定 (標準様式第36号)</div> <p>↓</p> <p>設計変更の手続きを参照</p> <p>○損害額の負担</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○契約書第28条第6項</p> <p>○契約書第28条第5項</p> <p>○契約書第17, 18条</p> <p>○契約書第29条</p> <p>○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。</p> <p>○新請負金額の算定 損害合計額から請負人の負担額を減額する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				請負人又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考			<p>↓</p> <p>○損害合計額の算出及び発注者と請負人の協議</p> <p>①損害額の計算</p> <p>②請負人の善管義務の確認</p> <p>③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認</p> <p>④損害合計額（基本額）について発注者と請負人の協議</p> <p>↓</p> <p>○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。</p> <p>○設計変更を行う場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更上申書 (標準様式第35号)</div> <p>↓</p> <p>○設計変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更の決定 (標準様式第36号)</div> <p>↓</p> <p>設計変更の手続きを参照</p> <p>○損害額の負担</p>	<p>○契約書第28条第6項</p> <p>○契約書第28条第5項</p> <p>○契約書第17, 18条</p> <p>○契約書第29条</p> <p>○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。</p> <p>○新請負金額の算定 損害合計額から請負人の負担額を減額する。</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;"><u>受注者</u>又は現場代理人</th> <th style="width:25%;">工事監督員</th> <th style="width:25%;">支出負担行為担当者</th> <th style="width:25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>↓</p> <p>○損害合計額の算出及び発注者と<u>受注者</u>の協議</p> <p>①損害額の計算</p> <p>②<u>受注者</u>の善管義務の確認</p> <p>③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認</p> <p>④損害合計額（基本額）について発注者と<u>受注者</u>の協議</p> <p>↓</p> <p>○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。</p> <p>○設計変更を行う場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更上申書 (標準様式第35号)</div> <p>↓</p> <p>○設計変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更の決定 (標準様式第36号)</div> <p>↓</p> <p>設計変更の手続きを参照</p> <p>○損害額の負担</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○契約書第28条第6項</p> <p>○契約書第28条第5項</p> <p>○契約書第17, 18条</p> <p>○契約書第29条</p> <p>○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。</p> <p>○新請負金額の算定 損害合計額から<u>受注者</u>の負担額を減額する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				<u>受注者</u> 又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考			<p>↓</p> <p>○損害合計額の算出及び発注者と<u>受注者</u>の協議</p> <p>①損害額の計算</p> <p>②<u>受注者</u>の善管義務の確認</p> <p>③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認</p> <p>④損害合計額（基本額）について発注者と<u>受注者</u>の協議</p> <p>↓</p> <p>○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。</p> <p>○設計変更を行う場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更上申書 (標準様式第35号)</div> <p>↓</p> <p>○設計変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更の決定 (標準様式第36号)</div> <p>↓</p> <p>設計変更の手続きを参照</p> <p>○損害額の負担</p>	<p>○契約書第28条第6項</p> <p>○契約書第28条第5項</p> <p>○契約書第17, 18条</p> <p>○契約書第29条</p> <p>○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。</p> <p>○新請負金額の算定 損害合計額から<u>受注者</u>の負担額を減額する。</p>	
請負人又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考																						
		<p>↓</p> <p>○損害合計額の算出及び発注者と請負人の協議</p> <p>①損害額の計算</p> <p>②請負人の善管義務の確認</p> <p>③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認</p> <p>④損害合計額（基本額）について発注者と請負人の協議</p> <p>↓</p> <p>○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。</p> <p>○設計変更を行う場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更上申書 (標準様式第35号)</div> <p>↓</p> <p>○設計変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更の決定 (標準様式第36号)</div> <p>↓</p> <p>設計変更の手続きを参照</p> <p>○損害額の負担</p>	<p>○契約書第28条第6項</p> <p>○契約書第28条第5項</p> <p>○契約書第17, 18条</p> <p>○契約書第29条</p> <p>○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。</p> <p>○新請負金額の算定 損害合計額から請負人の負担額を減額する。</p>																						
<u>受注者</u> 又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考																						
		<p>↓</p> <p>○損害合計額の算出及び発注者と<u>受注者</u>の協議</p> <p>①損害額の計算</p> <p>②<u>受注者</u>の善管義務の確認</p> <p>③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認</p> <p>④損害合計額（基本額）について発注者と<u>受注者</u>の協議</p> <p>↓</p> <p>○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。</p> <p>○設計変更を行う場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更上申書 (標準様式第35号)</div> <p>↓</p> <p>○設計変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設計変更の決定 (標準様式第36号)</div> <p>↓</p> <p>設計変更の手続きを参照</p> <p>○損害額の負担</p>	<p>○契約書第28条第6項</p> <p>○契約書第28条第5項</p> <p>○契約書第17, 18条</p> <p>○契約書第29条</p> <p>○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。</p> <p>○新請負金額の算定 損害合計額から<u>受注者</u>の負担額を減額する。</p>																						

掲載頁	旧	新	摘要																				
他-1-73	<p>13-7 損害発生に関する標準様式</p> <p>第58号様式（損害発生通知書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>損害発生通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（工事監督員） 様</p> <p>現場代理人（氏 名）[㊤]</p> <hr/> <p>工事名</p> <hr/> <p>上記建設工事の施行に関し、不可抗力により、次のとおり損害が発生したの で通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">損害発生の日時</td> <td>令和 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>損害概算額</td> <td>金 円</td> </tr> <tr> <td>損害発生の原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>注 「損害発生の原因」及び「損害の内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	損害発生の日時	令和 年 月 日 時 分	損害概算額	金 円	損害発生の原因		損害の内容		その他参考事項		<p>13-7 損害発生に関する標準様式</p> <p>第58号様式（損害発生通知書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>損害発生通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（工事監督員） 様</p> <p>現場代理人（氏 名）~~~~~</p> <hr/> <p>工事名</p> <hr/> <p>上記建設工事の施行に関し、不可抗力により、次のとおり損害が発生したの で通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">損害発生の日時</td> <td>令和 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>損害概算額</td> <td>金 円</td> </tr> <tr> <td>損害発生の原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>注 「損害発生の原因」及び「損害の内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。</p>	損害発生の日時	令和 年 月 日 時 分	損害概算額	金 円	損害発生の原因		損害の内容		その他参考事項		<p>押印の廃止</p>
損害発生の日時	令和 年 月 日 時 分																						
損害概算額	金 円																						
損害発生の原因																							
損害の内容																							
その他参考事項																							
損害発生の日時	令和 年 月 日 時 分																						
損害概算額	金 円																						
損害発生の原因																							
損害の内容																							
その他参考事項																							

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要												
他-1-75	<p>第60号様式（発生損害確認報告書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>発生損害確認報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（支出負担行為担当者） 様</p> <p>工事監督員（職 氏 名）[㊟]</p> <hr/> <p>工 事 名</p> <p>上記建設工事について、令和 年 月 日現場代理人から不可抗力により損害が発生した旨の通知があったので、令和 年 月 日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙発生損害確認書のとおり確認したので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">現場の管理状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監督員としての意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>注 この報告書には、発生損害確認書（第59号様式）及び現場代理人から提出された損害発生報告書（第58号様式）その他必要に応じ図面等を添付すること。</p>	現場の管理状況		工事監督員としての意見		その他参考事項		<p>第60号様式（発生損害確認報告書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>発生損害確認報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（支出負担行為担当者） 様</p> <p>工事監督員（職 氏 名）~~~~~</p> <hr/> <p>工 事 名</p> <p>上記建設工事について、令和 年 月 日現場代理人から不可抗力により損害が発生した旨の通知があったので、令和 年 月 日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙発生損害確認書のとおり確認したので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">現場の管理状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監督員としての意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>注 この報告書には、発生損害確認書（第59号様式）及び現場代理人から提出された損害発生報告書（第58号様式）その他必要に応じ図面等を添付すること。</p>	現場の管理状況		工事監督員としての意見		その他参考事項		<p>押印の廃止</p>
現場の管理状況															
工事監督員としての意見															
その他参考事項															
現場の管理状況															
工事監督員としての意見															
その他参考事項															

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-76	<p>第61号様式（損害負担請求書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>損害負担請求書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（支出負担行為担当者） 様</p> <p>住所 請負人 氏名 ㊟</p> <hr/> <p>工事名</p> <hr/> <p>令和 年 月 日付けの発生損害確認書により確認された不可抗力による損害について、その負担を請求します。</p> </div>	<p>第61号様式（損害負担請求書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>損害負担請求書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（支出負担行為担当者） 様</p> <p>住所 <u>受注者</u> 氏名</p> <hr/> <p>工事名</p> <hr/> <p>令和 年 月 日付けの発生損害確認書により確認された不可抗力による損害について、その負担を請求します。</p> </div>	<p>押印の廃止</p>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
	<p>14 設計変更の進め方 14-2 チェックポイント</p> <p>(3) 迅速な事務処理について</p> <p>1) 現場不符合等確認書（第33号様式）・現場不符合等確認報告書（第34号様式） 現場不符合等に係る事務処理については、契約書第17条第4項により、調査終了後14日以内にその結果を請負人に通知することとなっているため、その措置としての工法等が決定前であっても、工事監督員は現場不符合等を確認した時点で、速やかに支出負担行為担当者へ報告すること。 なお、措置の検討に日数を要することが予想される場合は、工事一時中止の措置を検討すること。</p> <p>15 関連通達集等 15-5 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領</p> <p>第4 設計変更の決定等</p> <p>3 支出負担行為担当者は、第1項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第1号様式・工事設計変更通知書により工事監督員及び請負人に対し通知するものとする。</p> <p>第5 建設変更に伴う請負代金額の取扱い</p> <p>2 支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更につき請負人と協議しようとするときは、標準様式第36号様式・設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により請負人に通知し、標準様式第39号様式・承諾書を徴するものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とともに第4の設計変更決定書を添付するものとする。</p> <p>第7 建築工事等の場合の取扱いの特例 建設工事のうち、建築工事、電気工事又は管工事につき、当該現場のおさまり、取合い等の関係上材料の寸法、取付位置又は取付工法を変更する必要がある場合において当該変更による請負代金額の変更の必要がないときは第2から第5までの定めにかかわらず、工事監督員が当該変更につき請負人に指示することができるものとする。</p> <p>第8 その他</p> <p>1 軽微な設計変更により生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額の部分払額算定基礎への算入保留が長期間にわたるため、請負人が著しく不利益を被ることとなると認められるときは、速やかに、第5に定める手続をするものとする。</p>	<p>14 設計変更の進め方 14-2 チェックポイント</p> <p>(3) 迅速な事務処理について</p> <p>1) 現場不符合等確認書（第33号様式）・現場不符合等確認報告書（第34号様式） 現場不符合等に係る事務処理については、契約書第17条第4項により、調査終了後14日以内にその結果を<u>受注者</u>に通知することとなっているため、その措置としての工法等が決定前であっても、工事監督員は現場不符合等を確認した時点で、速やかに支出負担行為担当者へ報告すること。 なお、措置の検討に日数を要することが予想される場合は、工事一時中止の措置を検討すること。</p> <p>15 関連通達集等 15-5 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領</p> <p>第4 設計変更の決定等</p> <p>3 支出負担行為担当者は、第1項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第1号様式・工事設計変更通知書により工事監督員及び<u>受注者</u>に対し通知するものとする。</p> <p>第5 建設変更に伴う請負代金額の取扱い</p> <p>2 支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更につき<u>受注者</u>と協議しようとするときは、標準様式第36号様式・設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により<u>受注者</u>に通知し、標準様式第39号様式・承諾書を徴するものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とともに第4の設計変更決定書を添付するものとする。</p> <p>第7 建築工事等の場合の取扱いの特例 建設工事のうち、建築工事、電気工事又は管工事につき、当該現場のおさまり、取合い等の関係上材料の寸法、取付位置又は取付工法を変更する必要がある場合において当該変更による請負代金額の変更の必要がないときは第2から第5までの定めにかかわらず、工事監督員が当該変更につき<u>受注者</u>に指示することができるものとする。</p> <p>第8 その他</p> <p>1 軽微な設計変更により生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額の部分払額算定基礎への算入保留が長期間にわたるため、<u>受注者</u>が著しく不利益を被ることとなると認められるときは、速やかに、第5に定める手続をするものとする。</p>	<p>語句の訂正</p>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
	<p>別記第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">工事設計変更通知書</p> <p style="text-align: right;">(記号) 第 号 令和 年 月 日</p> <p>(請負人) 様 工事監督員</p> <p style="text-align: right;">(支出負担行為担当者) 国</p> <p>工事名 _____</p> <p>工事場所 _____</p> <p>上記建設工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。 なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の概要)</p> </div> <p>注 この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。</p>	<p>別記第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">工事設計変更通知書</p> <p style="text-align: right;">(記号) 第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様 工事監督員</p> <p style="text-align: right;">(支出負担行為担当者) 国</p> <p>工事名 _____</p> <p>工事場所 _____</p> <p>上記建設工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。 なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の概要)</p> </div> <p>注 この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。</p>	<p>語句の訂正</p>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和3年10月） 新旧対照表（令和3年10月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																
	<p>別記第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(記号) 第 号 令和 年 月 日</p> <p>(請負人) 様</p> <p style="text-align: right;">(支出負担行為担当者) 国</p> <p>工事名 _____</p> <p>工事場所 _____</p> <p>さきに工事内容を変更した上記建設工事について、次のとおり請負代金額を変更したいので、承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">現 請 負 代 金 額 金</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち消費税及び地方消費税の額 金</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>変更後の現請負代金額 金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち消費税及び地方消費税の額 金</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>注 「(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)」は、請負人が消費税課税事業者である場合に記載すること。</p>	1	現 請 負 代 金 額 金	円			(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)		2	変更後の現請負代金額 金	円			(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)		<p>別記第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(記号) 第 号 年 月 日</p> <p><u>(受注者)</u> 様</p> <p style="text-align: right;">(支出負担行為担当者) 国</p> <p style="text-align: center;"><u>工事設計変更に伴う請負代金額の変更について</u></p> <p>工事名 _____</p> <p>工事場所 _____</p> <p>さきに工事内容を変更した上記建設工事について、<u>別添変更契約書</u>のとおり請負代金額を変更したいので、承諾の上は、<u>記名押印後速やかに変更契約書を提出してください。</u></p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> </div>	<p>語句の訂正</p>
1	現 請 負 代 金 額 金	円																	
	(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)																	
2	変更後の現請負代金額 金	円																	
	(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)																	